

最幸のまち かわさき

第4期高津区地域福祉計画

平成26年度～平成28年度

生まれ、育ち、支えあう、健やかな高津をめざして



2014(平成26)年3月
川崎市高津区

はじめに



私が描く川崎の将来ビジョンですが、川崎を日本一幸せのあふれるまち、最も幸福という意味の「最幸」のまちにするということでもあります。

「最幸」のまちの、ひとつのシンボルは「子どもたちの笑顔」ではないでしょうか。子どもたちの笑顔が、学校に、街角に、家庭にあふれる、そうしたまち。

子どもたちの笑顔のあふれるまちは、お父さんやお母さん、お年寄りたちも幸せを感じられるまちでもあると思います。

また、日本で最も幸福なまちになるためには、シニア世代が輝いていること、お年寄りが健康で安心して暮らせることが大切です。すなわち、シニア世代とお年寄りの笑顔があふれるまちをつくることです。

元気で、経験と知識が豊富なシニア世代は、地域社会の宝物だと思います。その知識や経験を活かして、ボランティア活動などに参加していただき、輝いていただきたいと思います。

この「第4期地域福祉計画」は、これまでの基本理念「『活力とうるおいのある地域づくり』をめざして」を踏襲しつつ、より地域に目を向け、各区それぞれの課題に対応する区ごとの計画と、全市的な課題を解決し、区計画を支援する市全体の計画とで構成し、策定をいたしました。

本計画の策定にあたりましては、市民の皆様や関係団体の方々に御参加いただき、貴重な御意見、御提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月

川崎市長 福田 紀彦

目 次

序 章 川崎市地域福祉計画について	1
1 地域福祉計画の基本的な考え方	3
(1) 「地域福祉」について	3
(2) 地域福祉の対象者と担い手	4
(3) 地域福祉計画の必要性	5
(4) 計画策定の背景と趣旨	6
2 計画の位置付け	8
(1) 地域福祉計画と個別計画との関係	8
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	9
(3) 計画の期間	9
3 基本理念	10
4 基本的な視点	11
(1) 第3期計画の継承及び地域支援計画	11
(2) 地域の実情に合った取組の推進	11
(3) 社会経済環境の変化に対応した取組の推進	11
(4) 区計画及び地域福祉の推進支援について	12
(5) 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について	13
5 第4期計画（平成26～28年度）の重点的な取組	14
6 計画の推進と評価	17
(1) 計画の進行管理・評価の体制	17
(2) 計画の進行管理と評価	17
(3) 市民意見の反映と計画の推進	17
第1章 高津区地域福祉計画策定にあたって	19
1 高津区の地域の特色	21
(1) 高津区の概況	21
(2) 高津区の現状	21
2 区民が抱える生活課題	25
(1) 高津区区民生活に関わるニーズ調査結果から見える課題	25
(2) 第3回川崎市地域福祉実態調査（高津区集計）から見える課題	29

3	第3期計画の振り返り	33
	(1) 第3期計画における重点的取組	33
	(2) 平成24年度の達成状況と課題	34
	第2章 高津区 の取組	37
1	高津区がめざす地域福祉計画	39
	(1) 計画の理念	39
	(2) 基本目標	40
2	事業体系一覧表	41
3	第4期計画における主要な取組	44
4	具体的な取組	46
5	地域福祉推進のために	63
	(1) 計画の推進	63
	(2) 各機関・組織等	65
6	推進体制と評価	69
	資料編	71
	(1) 高津区地域福祉計画マップ	73
	(2) 第4期高津区地域福祉計画策定の経過	75
	(3) 高津区地域福祉計画推進検討会議設置要綱	76
	(4) 高津区地域福祉計画推進検討会議委員名簿	78

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 地域福祉計画の基本的な考え方

(1) 「地域福祉」について

社会福祉の問題は特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助】、それでもなお解決できないことは、相互に助け合い【互助（互助）】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が必要であると考えられます。特に、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくためには、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【互助】が求められています。

- 自助 ————— 住民自身の力
地域に住む一人ひとりが取り組むこと
- 互助 ————— 地域住民同士の協力
地域が力を合わせて実現していくこと
- 公助 ————— 市及び公的機関による福祉サービス
行政の責任として推進していくこと

(参考) 社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々であると考えます。

地域福祉の担い手も、すべての人々及びその集合であると考えます。地域住民、町内会・自治会、行政、学校、社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例*」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(参 考)「川崎市自治基本条例」の要旨

自治の基本理念－市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立を目指す「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって設立した自治体（川崎市）に自らの代表（議員、市長）を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

3つの基本原則

1.情報共有の原則…市政に関する情報を共有すること

自治を営む上で、また、参加や協働の原則による自治の推進の上で市民と市とが互いに必要な情報を共有しようとする原則ですが、行政運営における情報共有とは、市が保有する情報は市民の財産であり、市がこの適切な発信と管理を市民からゆだねられているとの認識のもとで運用する必要があります。

2.参加の原則…市民の参加の下で市政が行われること

市民には市政の各過程に参加する権利を有しますので、市は、参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことが必要であり、市民は、市民の責務規定において参加に際して「自らの発言と行動に責任を持つ」とされていますので、これを踏まえて市政に主体的にかかわる必要があります。

3.協働の原則…暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと

市民と市が協力し、互いの特性を発揮しながら課題解決にあたった方が、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働するとの原則です。

* 川崎市自治基本条例：川崎市における自治の考え方や基本原則を定めたもので、まちづくりの目標や進め方が掲げられています。平成17年4月に施行されました。

(3) 地域福祉計画の必要性

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・ひとり暮らしで不安を感じている高齢者
- ・子育てで悩んでいる親
- ・虐待を受けている幼児や高齢者
- ・地域で生活したい障害のある人
- ・家に閉じこもっている人
- …

みんなの願い

住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたい。

だから今、地域福祉なのです

住民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合い活動への取組が求められています。

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・介護保険のサービスを受けられない人
- ・子どもを預かってほしい人
- ・引っ越してきたばかりで近所のことがわからない人
- ・災害時に不安を感じている人
- ・コミュニケーションがとれない外国人
- ・生活に困っている人
- …

いま、地域にはこんな人がいます…

- ・豊富な知識や経験を持った人
- ・ボランティア活動をしたい人
- ・近所のことをよく知っている人
- …

連携・協働

町内会・自治会

民生委員児童委員

隣同士の付き合いや近隣同士の助け合いの場面が少なくなり、地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています。
 みんなで知恵を出し合えば…みんなで力を出し合えば…
 さらに暮らしやすい地域ができるはずです。

ボランティア

地域の活動者
 地域組織
 福祉関係団体

地域福祉計画で…

地域づくりや支え合い活動を実践するための「仕組み」をつくりましょう。

福祉サービス
 提供事業者

公的な福祉サービスと地域の力を結び付けて、さらに暮らしやすい地域をつくるための計画です。

行政

社会福祉協議会

連携・協働

(4) 計画策定の背景と趣旨

① 社会の変化と福祉サービス

昨今の我が国は、少子高齢化の一層の進行や、景気・雇用の低迷、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会状況は大きく変化しています。さらに人々の福祉ニーズの多様化により、公的な福祉サービスだけでは十分対応できない状況となっています。

このような社会では、ひきこもりや虐待、高齢者に限らない孤立などの様々な問題が起こっています。

一方、予想もしなかった平成23年の東日本大震災などを体験し、地域住民による助け合いや、災害時における地域での要援護者の支援活動の重要性が再認識されています。

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的な福祉サービスの充実とともに、地域での支え合いやつながりといった「地域の力」が求められているのです。

② 社会福祉の仕組みの変化

地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法では、市町村は「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ（第107条）、平成15年4月に施行されました。

さらに、地域における生活課題を解決するために、市民や福祉団体、行政などがそれぞれ役割分担の中で協働して取り組むという、市民の主体的参加や、「自分たちのまちは自分たちの手で住みやすいまちにしていこう」という自治意識の高まりも出てきています。

このように社会福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへと、その枠組みを大きく変えてきています。

(参 考) 社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

③ 市民の活動が活発化しています

平成10年3月には「特定非営利活動促進法^{*}」が制定され、市民活動団体も法人格を得られるようになるなど、その活動を支援する取組が行われました。これにより、まち

^{*} 特定非営利活動促進法（NPO法）：特定非営利活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの）を行う団体に法人格を与えることにより、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての活動を支援する法律です。

づくりや公的サービスに関する市民の主体的な取組が、今までのボランティア活動の枠を超えて、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになりました。

近年、福祉を始めとした様々な分野で、ボランティア活動やNPO*活動などの広がりが見られ、市民の活動がこれからの地域社会づくりに大きな役割を果たすことが、今後ますます期待されます。

④ 安心・安全に暮らせる地域づくりが必要とされています

平成23年3月に起きた東日本大震災は、各所に様々な被害・影響をもたらしました。地震や津波だけでなく、異常気象による風水害の発生などもあり、防災に対する意識は非常に高まり、改めて地域を見直すきっかけとなっています。また、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防犯対策も重要な課題となっています。

特に災害時における対応の手立てとしては、「自助」「共助」「公助」のうち、「自助・共助」の役割が大変重要であり、「公助」は「自助・共助」での対応が困難な場合の支援を担っています。

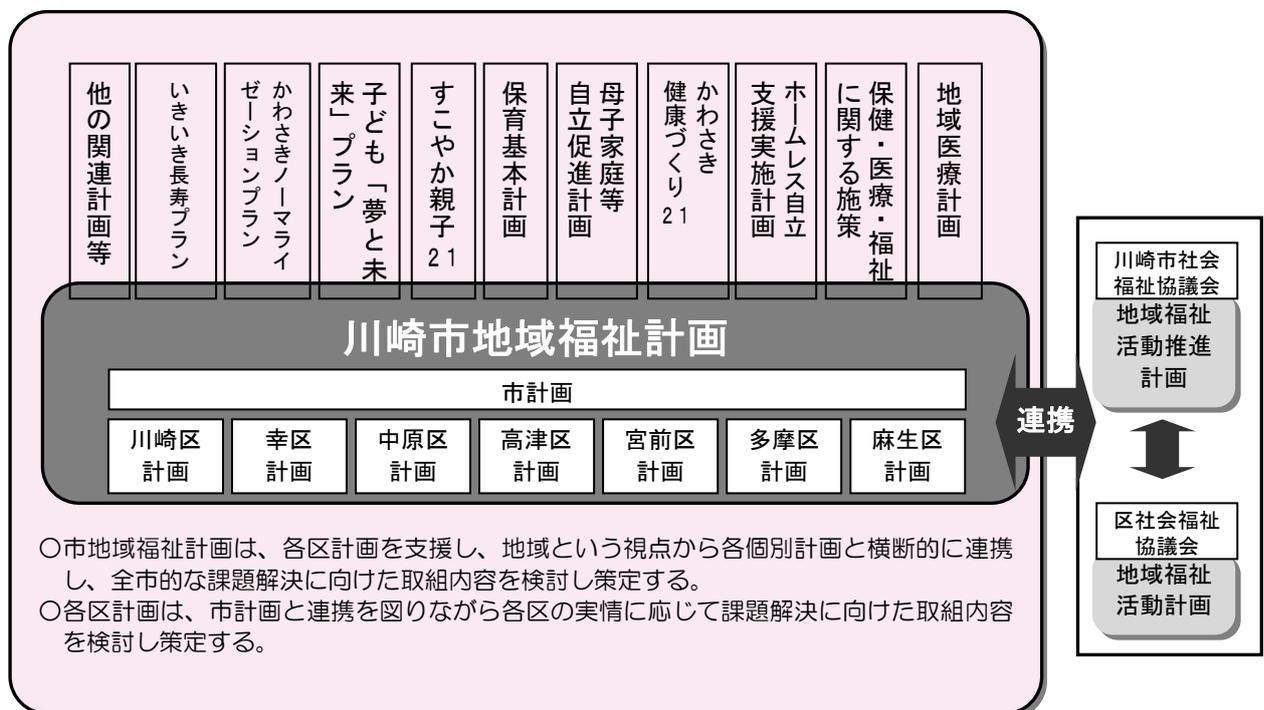
安心・安全に暮らせる地域づくりを進める上では、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要とされています。

* NPO：NPO（Nonprofit Organization）とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。上記特定非営利活動促進法によって法人格を得た団体をNPO法人と言います。

2 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画と個別計画との関係

地域福祉計画は、保健・医療・福祉という生活関連分野で最も身近な生活に関連して
くる個別計画（高齢・障害・児童等）を、それぞれの計画が持つ特徴を地域という視点
で整理し、他の教育や雇用、まちづくりといった生活関連分野との連携により、更なる
地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置付けとしています。



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

本市では、各区が地域福祉計画を策定し、同様に区社会福祉協議会も地域福祉活動計画を策定していることから、区地域福祉計画と区地域福祉活動計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

(参考) 社会福祉法より抜粋

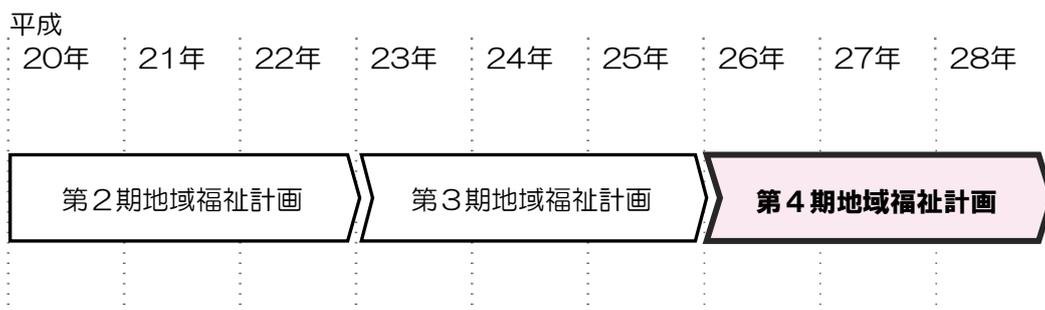
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 計画の期間

第4期川崎市地域福祉計画は平成26年度から28年度までの3か年計画です。社会情勢や地域社会の変化に応じて見直しを図っていきます。



3 基本理念

川崎市のめざす地域福祉

住み慣れた地域で、誰もが安心して健康で暮らしたいという私たち市民みんなの願いは、生活していく中で生じる様々な課題に対して、市民が主体となり、暮らしの基盤となる地域の中で、住民、団体、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合いの取組を行うことにより実現していくものと考えます。

地域福祉計画では、公的なサービスと地域の多様な力を結び付けて、この地域づくりの取組を進めることをめざします。

「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして

いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活の実現、人と人との支え合いや助け合いの育み、効果的なサービス提供と、住民・団体・企業などの多様な主体と連携し、「自立と共生の地域づくり」を進めます。

① いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活を送ることができる

誰もが、地域で暮らす中、様々な困りごとや生活の不安を抱えることがあります。住み慣れた地域の中で、住まい・生活支援・医療・介護・予防を一体的に提供し、“安全・安心な自立した生活が送れるような地域づくり”をめざします。

② 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる

地域で暮らす人々が、共に支え、支えられる地域福祉の“担い手”であり“受け手”であることを理解し、互いに認め合うことによって、人と人との支え合いや助け合いなどの“共助”をはぐくんでいけるような“うるおいのある地域づくり”をめざします。

③ 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

地域で暮らす人々が、相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人とのつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みをつくり、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような“活力ある地域づくり”をめざします。

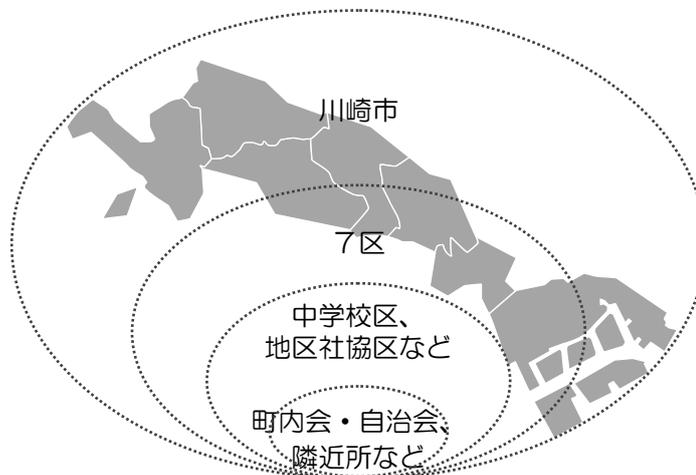
4 基本的な視点

(1) 第3期計画の継承及び地域支援計画

川崎市は政令指定都市として7つの区（川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）を擁し、各区はそれぞれに多様性と独自の文化があります。

生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心にした地域福祉活動を展開するには、区及び、さらに地域の実情に応じた小さな圏域（生活の拠点である地域の範囲）を単位とすることが望ましいとされています。こうした圏域は、各区において第3期計画までに培ってきた小地域など、地域性や状況等に応じて設定していくことになります。

一方、区をまたぐ課題及び全体の方針決定といった広域事項については、市域で取り組まなければなりません。



第4期を迎えた川崎市地域福祉計画においては、第3期の理念を踏襲しつつ、より地域に目を向け、区計画は各区特有の課題を解決する計画とし、市計画は全市的な課題を解決し、区計画を支援する計画と位置付け、地域福祉の取組を推進していきます。

(2) 地域の実情に合った取組の推進

本市7区の人口構成、産業構造、地域資源の状況は様々であり、「第3回川崎市地域福祉実態調査」からみえてきた、本市及び地域特有の課題もあることから、全市一律的な施策展開では、地域福祉の取組は進みません。

今後、地域福祉支援を進めるにあたっては、地域の実情に合った区計画を策定し、区の主体性・地域性を尊重します。また、市域・区域の福祉系組織が行う地域福祉推進のための取組を支援し、協働して地域福祉活動を支えていきます。

(3) 社会経済環境の変化に対応した取組の推進

今日の社会経済環境の変化は著しく、景気後退による経済・雇用情勢の悪化や、急速な高齢化が進行する中で、都市部を中心とした家族関係の希薄化など地域扶助機能の低下等により、生活保護受給世帯の増加、孤立死・孤独死といった今日的課題が起きています。

これらの課題解決のためにも、課題を抱えた方を発見し地域で支えていく体制の構築が求められています。第4期地域福祉計画では、このような地域を取り巻く環境の変化に対応した計画を策定する必要があります。

(4) 区計画及び地域福祉の推進支援について

区計画及び地域福祉の推進のための主な支援策は次のとおりです。

▶ 連携強化

地域福祉活動において、専門性が必要になるにつれ、幅広い地域活動や福祉事業を行う社会福祉協議会の存在が大きくなります。

本市には、市・区及び40地区に社会福祉協議会があります。市・区社会福祉協議会が各々、地域福祉活動計画を策定し、地域で実践されている住民同士、町内会・自治会、民生委員児童委員、NPO、福祉関係団体等と連携しながら、課題解決のための活動支援を行っています。

また、福祉の需要の多様化に対応する総合的な福祉サービスの構築のため、地域住民が主体となって活動する民間（ボランティア）団体の重要性が増しています。

今後は社会福祉協議会とかわさき市民活動センターとの更なる連携を図ります。

さらに、地域福祉の視点から、民間事業者等のネットワークやノウハウを活かすことを目的に民間事業者等との連携を図ります。

地域福祉の円滑な推進を図るため、市及び区は、各団体との連携強化を進めます。

▶ 人材育成

地域福祉活動を継続するには、活動の中心となるべき人材の育成が必要です。

地域福祉を推進、コーディネートできる人材養成をめざして、市内で様々な技術研修を開催します。

安定した活動継続のため、リーダーとなる人材は必要不可欠であり、市はその活動を支援する必要があります。

▶ 情報提供・情報交換

きめ細かい地域福祉活動のためには、住民、事業者、行政による情報共有が必要です。市及び区は、地域の住民の方々がより利用しやすいようなわかりやすい情報の提供に努めます。

また、地域福祉計画のほか、各計画の共通事項については、社会福祉協議会等を始めとした、各団体との情報交換及び連携を深めます。

なお、総合福祉センターに設置した、地域福祉情報バンク*において、福祉関連の身近な情報を配信しています（「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」）。

* 地域福祉情報バンク：総合相談窓口において福祉全般の相談受付、社会福祉・保健及びその他関連分野の情報を収集し、福祉保健従事者、関係機関又はそれらに関心のある方に提供しています。

(5) 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」との連携について

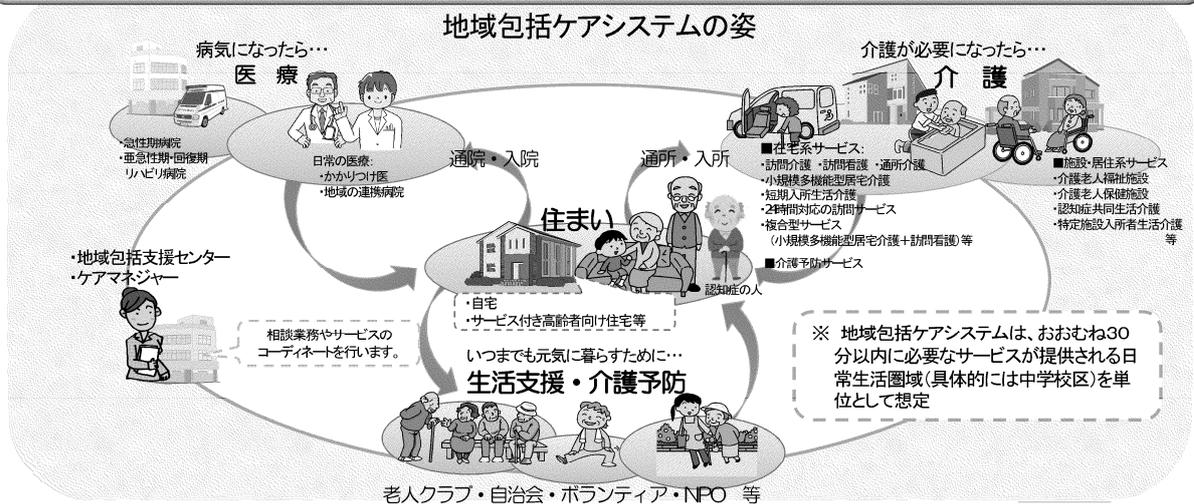
▶ 「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築・連携

少子高齢化の急速な進展、障害者の増加・高齢化、医療・介護給付費等の社会保障費が増加する中、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、本市では、高齢者施策に特化することなく、医療・障害者・子育て施策等の関連施策を一体的に捉え、ウェルフェア・イノベーション等と連携しながら、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム」の構築の実現に向けた取組を進めます。

今後、策定する本市独自の基本方針に沿った取組と本計画は密接に調整・連携を図っていきます。

地域包括ケアシステム (国のイメージ図)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



(厚生労働省HP引用)

5 第4期計画（平成26～28年度）の重点的な取組

第3回地域福祉実態調査及び第3期計画の振り返りをみると、高齢化の進展、住民意識の変化によるつながりが希薄化する中で、地域福祉活動の担い手が不足し、地域における支え合いの機能が低下しています。

一方で、生活困窮、孤立、虐待、ひきこもりなどの様々な社会問題や、地震や風水害などの災害への備えに対する不安が拡大しています。

第4期計画においては、高齢者・障害者などの各個別計画と横断的に連携し、2025年を見据えた「地域包括ケアシステム」の視点を踏まえて、多様な主体が連携した協働の地域づくりに向けて取組を進めていきます。

公的なサービスだけでは解決できない「地域でのつながり」を多様な活動主体と連携強化し、支援が必要な方への対策を充実すること、関係機関の行う相談支援の体制を強化していくこと、地域福祉活動への参加の促進を図ることなどを主眼として各種事業を推進していきます。

【重点1】 支援が必要な方への対策の充実

すべての人が、地域において社会的に孤立しないように、要支援者を発見する機能の充実や支援体制を整備し、支援が必要な方への対策を充実します。

- ・地域見守り体制の充実
- ・民生委員児童委員の活動支援
- ・災害時要援護者対策の充実

【重点2】 利用者に合わせて相談支援体制の充実

市民が身近なところで、保健・医療・福祉に関する相談が受けられるように、利用者の実情に合わせて相談支援体制づくりを進めます。

- ・身近な地域における相談支援体制の充実
- ・生活困窮者の相談支援体制整備の取組

【重点3】 地域福祉活動への住民参加の促進

地域における課題を地域で解決するため、地域福祉を推進する担い手を育成するとともに、各団体間の交流の機会を設けるなど、地域での支え合いやネットワークづくりを支援し、地域福祉活動への参加の仕組みづくりを行います。

- ・地域福祉活動への参加のきっかけづくりの推進
- ・地域福祉活動団体の活動支援
- ・地域での支え合いやネットワークづくりの支援
- ・地域における健康づくり・介護予防の推進

第4期計画の3点の重点的な取組は、それぞれ次の考え方などに基づいています。

「重点2 利用者に合わせた相談支援体制の充実」は、平成24年度の障害者自立支援法の改正及び平成27年度に施行予定である生活困窮者自立支援法の国のモデル事業などに基づき対応する取組です。

次に「重点3 地域福祉活動への住民参加の促進」は、地域福祉の担い手の育成や地域福祉活動への参加の仕組みづくりなど、様々な手法を用いて地域での支え合いやネットワークづくりを支援する取組です。

一方、「重点1 支援が必要な方への対策の充実」については、近年のひとり暮らし高齢者に限らない孤立死・孤独死問題への対応や、複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、地域福祉の重要な担い手である民生委員児童委員の「適正配置」や「活動しやすい環境づくり」のための支援、そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓とした災害時の要援護者への対応など、喫緊の地域課題として、いずれも速やかな取組が求められているものです。

地域見守りネットワーク事業等の充実

▶ 地域見守りネットワークの構築・充実に取り組みます。

孤立死等の恐れのある世帯を行政の適切な支援につなげ、孤立死等の発生を未然に防止することにより、地域住民の福祉の向上を図るために平成24年11月から開始した「地域見守りネットワーク事業」について、事業の充実に向けて協力民間事業者の拡充に努めます。また、小地域における自発的な住民同士の見守り活動の取組を支援し、きめ細かなネットワーク構築をめざします。

▶ 各区のネットワークとの連携に努めます。

各区への情報提供、情報共有により連携を強化し、きめ細やかなネットワークの構築をめざします。

民生委員児童委員の活動支援

▶ 民生委員児童委員の活動を周知します。

地域福祉の重要な担い手である、民生委員児童委員の取り組んでいる活動について、広く市民に周知していきます。

▶ 民生委員児童委員の活動を支援します。

複雑化・多様化する地域福祉の諸問題について、民生委員児童委員を対象とした研修会等を実施します。

また、総合的な見地から、当事者や、関係団体、学識等を含めて検討会議を設置し、推薦基準・制度の見直し等の課題の検討を行います。

併せて担当世帯数の漸次縮減のため、民生委員児童委員の適正配置を行い、活動しやすい環境づくりに努めます。

災害時要援護者対策の充実

- ▶ 「災害時要援護者避難支援制度」の充実に取り組みます。
災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者に名簿登録の申し込みをしてもらい、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制を構築します。制度が実効性のあるものになるよう、制度の広報・周知を図り、必要な人への登録勧奨などに努めるとともに、未登録者への対応など、更なる制度の充実に向けた検討を進めます。

- ▶ 二次避難所（福祉避難所）の運営体制の整備
通常の避難所においては生活を続けることが困難である人を対象とした二次避難所の円滑な運営体制づくりに向けて、運営マニュアルの整備や市内社会福祉施設等との連携強化などに取り組みます。

6 計画の推進と評価

計画期間内（平成26年度～平成28年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価すること、市民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

（１）計画の進行管理・評価の体制

市計画及び区計画の進捗状況は、それぞれ「川崎市地域福祉計画推進検討会議」及び各区の「推進検討会議」に報告し、評価・意見をいただきながら、事業や取組の推進及び進捗状況の管理を行っていきます。

（２）計画の進行管理と評価

計画は、普遍のものではなく、それを効率的に実行し、結果・成果を評価して、改善・改良を加え、次の計画へとつなげていくことが必要です。

本市では、計画に位置付けられた事務事業の実施状況を把握する「事務事業総点検」と、事務事業の実施によって達成された施策目標の成果を把握する「施策評価」による「川崎再生ACT I O Nシステム」を構築・運用しています。このシステムは単に進行管理を行うだけでなく、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることにより、市政運営における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っています。

地域福祉計画においても、計画期間内に推進する事業や取組の結果や成果等を評価しながら、“成長を続ける計画”として進行管理をしていきます。

（３）市民意見の反映と計画の推進

評価の結果はわかりやすい形で公表し、市民の意見を事業や取組の見直しに反映させていきます。

さらに、「地域福祉実態調査」などを通し、市民ニーズの把握に努めるとともに、地域で暮らす住民等の意見を計画に反映しながら、計画の着実な推進を図ります。

**高津区地域福祉計画策定
にあたって**

第1章

1 高津区の地域の特徴

(1) 高津区の概況

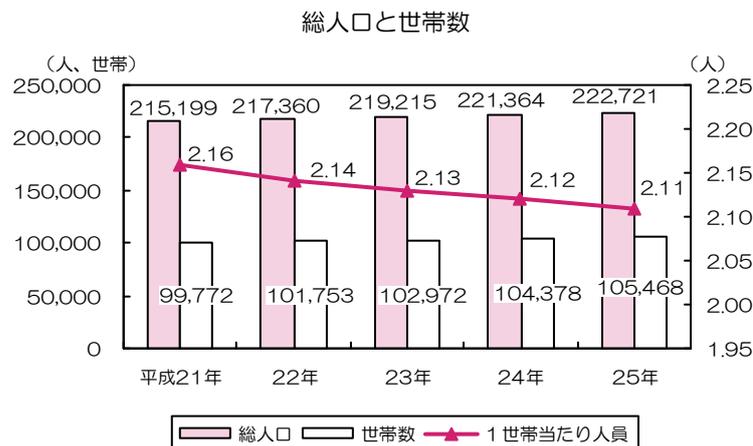
- 高津区は細長い市域のほぼ中央に位置し、江戸時代より交通の要所として発展し、早くから文化が栄え、歌人・岡本かの子や陶芸家・濱田庄司、名誉市民・岡本太郎など多くの芸術家や文化人を生み出しました。
- 大山街道や二ヶ領用水、多くの神社や橘樹郡衙（たちばなぐんが）推定地など、豊富な歴史的・文化的資源に恵まれているとともに、多摩川崖線の斜面緑地、橘地区の農のある風景の広がりなど、多様な環境資源が存在しています。
- 商業ビル「ノクティ」、駅前広場、ペDESTリアンデッキ「キラリデッキ」等、市の副都心として、安全で快適な都市空間が整備され、商業地の核としても定着しています。

(2) 高津区の現状

① 総人口と世帯数 <人口・世帯数は増加、1世帯当たり人員は減少>

高津区の人口と世帯数は年々増加し、平成25年10月1日現在で222,721人、105,468世帯となっています。

また、1世帯当たりの人員は平成21年以降減少し、平成25年には2.11となっています。

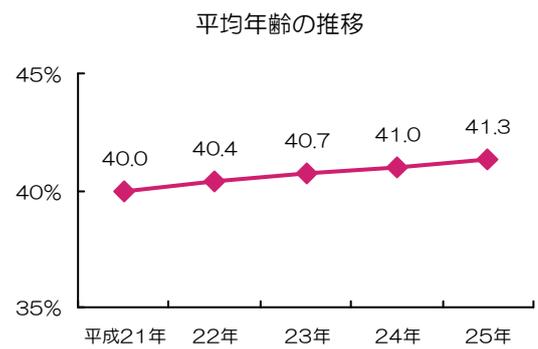
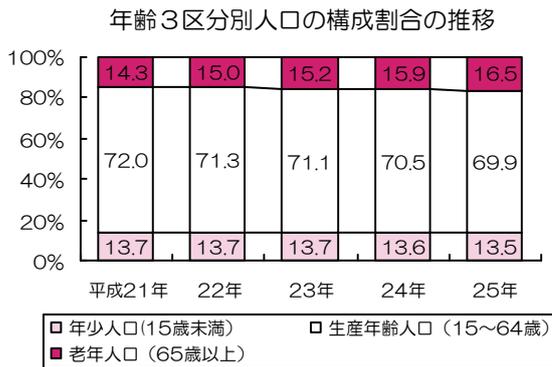


資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」
(各年10月1日現在)

② 人口構成 <老年人口が増加>

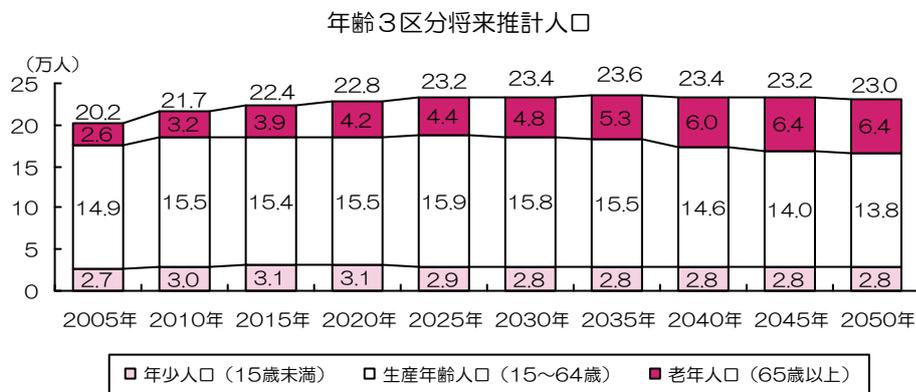
高津区の人口を年齢3区分別人口の構成割合の推移をみると、年少人口は横ばい、生産年齢は減少、老年人口は増加となっています。年齢3区分将来推計人口では平成47（2035）年をピークに人口減少過程に移行すると推測されていますが、老年人口は増加傾向です。

区の平均年齢は徐々に高齢化しつつあり平成25年には41.3歳となっていて、一人暮らし高齢者数も増加しています。

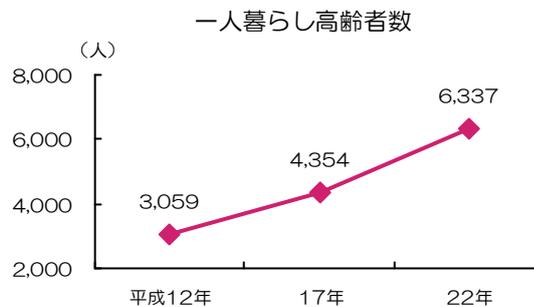


資料：川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」
(各年10月1日現在)

資料：川崎市統計書「区別年齢各歳別人口」



資料：川崎市総合企画局「第3期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」

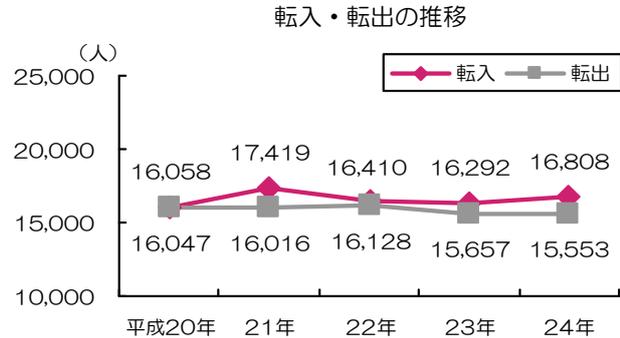


資料：国勢調査

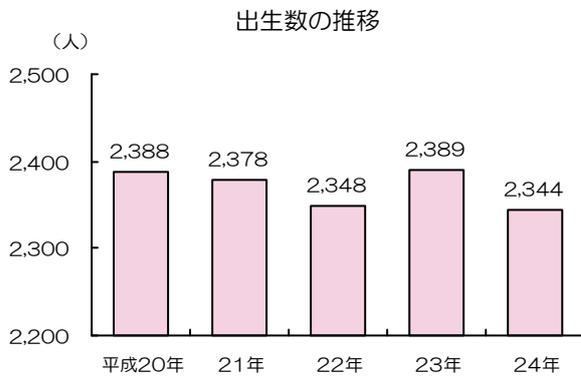
③ 人口動態 <転出よりも転入が多い>

高津区の人口は、転入が転出よりも多い状態が続いており、平成25年には173人の転入増となっています。

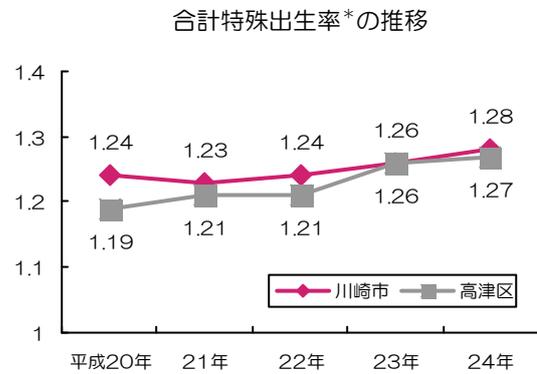
また、出生数は、平成20年から24年にかけて増減を繰り返していますが、合計特殊出生率は平成24年には増加しています。



資料：川崎市統計情報「川崎市の人口動態」



資料：川崎市健康福祉年報

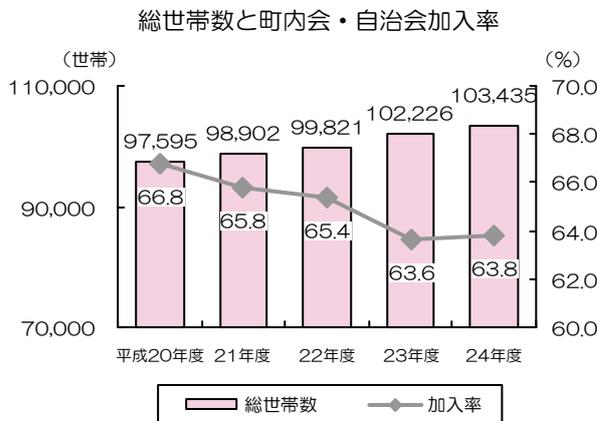


資料：神奈川県衛生統計年報

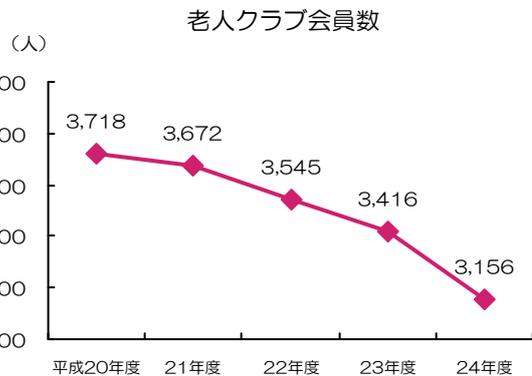
*人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示します

④ 町内会・自治会及び老人クラブへの加入率(数) <地縁団体加入率は減少傾向>

高津区の総世帯数は増加していますが、町内会・自治会への加入率は減少傾向となっています。また、老人クラブの会員数も減少しています。



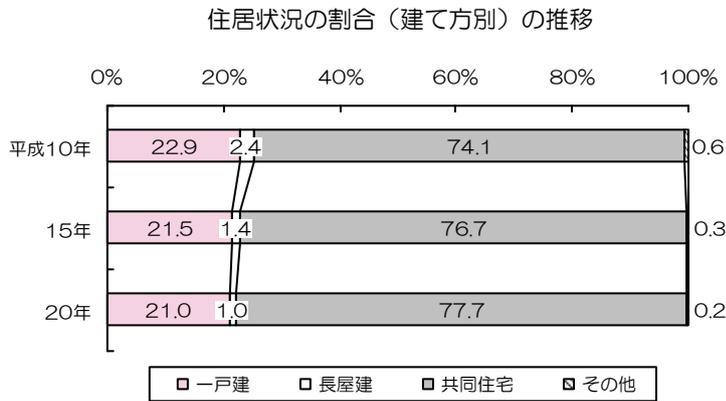
資料：川崎市統計書「住民組織加入状況」



資料：川崎市統計書「老人クラブの状況」

⑤ 住居の状況 <共同住宅に住んでいる人が多い>

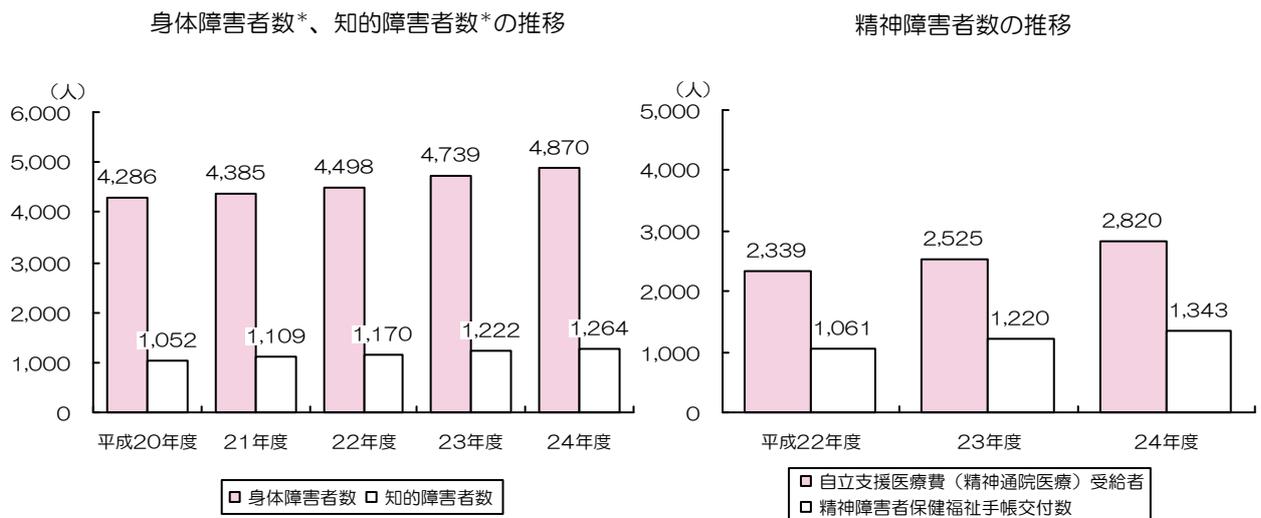
高津区では、共同住宅に居住している人は年々増加し、平成20(2008)年には77.7%となっています。



資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」を基に作成

⑥ 身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数 <障害者数の増加>

高津区の身体障害者数、知的障害者数、および精神障害者保健福祉手帳の交付数はいずれも増加しています。平成24年度は、身体障害者が4,870人、知的障害者が1,264人、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳交付数）が1,343人となっています。



資料：川崎市統計書「心身障害者の概況」

資料：川崎市健康福祉年報

*身体障害者数：身体障害者手帳交付数

*知的障害者数：療育手帳交付数

2 区民が抱える生活課題

(1) 高津区区民生活に関わるニーズ調査結果から見える課題

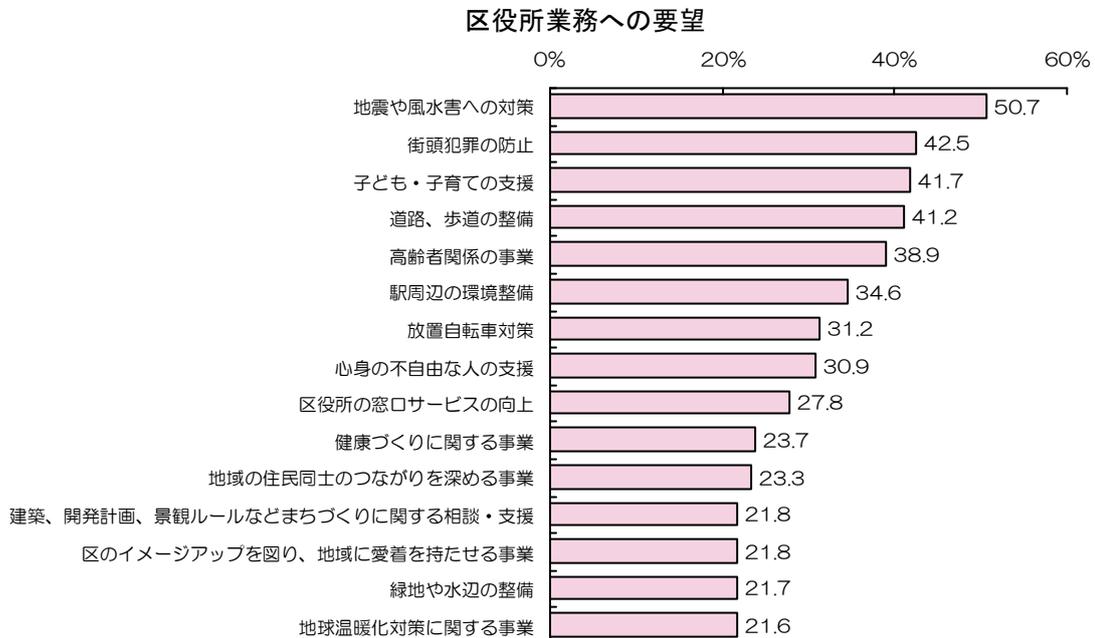
平成24年10月～11月に行われた「高津区区民生活に関わるニーズ調査」の結果を、地域福祉に関わる「地域におけるつながり」「高齢者」「子ども」「区からの情報提供」などの視点から見ると様々な課題が見受けられます。これらの課題は、地域住民が交流できる機会を増やす等地域のつながりを強化することや、情報媒体の多様化に取り組む必要があることを示しています。

また、高齢者の状況や生活を把握し、ひとり暮らし高齢者の閉じこもりを防ぐこと、子ども同士や保護者同士の交流を促進すること、地域住民同士のつながりを深め、地域の力を高めることが必要です。

●区役所業務への希望について

区役所業務への希望について、「地震や風水害への対策」「街頭犯罪の防止」「子ども・子育ての支援」「道路、歩道の整備」で4割を超えています。

これらの対策を進める上で、環境の整備のほか、地域住民の交流を通じた地域のつながりの強化等が必要です。



※項目数が多いため、20%以下は省略しています

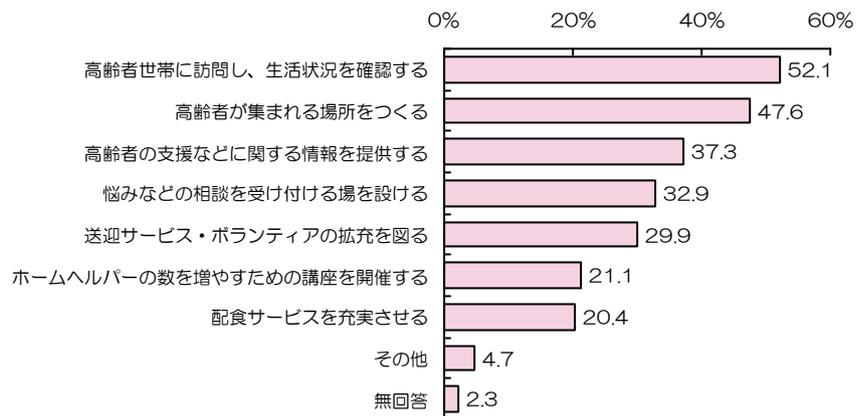
資料：平成24年度「高津区区民生活に関わるニーズ調査」

●高齢者支援について

高齢者を支援するための手法として、「高齢者世帯に訪問し、生活状況を確認する」「高齢者が集まれる場所をつくる」等が挙げられています。

高齢者の状況把握や、他の人との交流の機会をつくる必要があります。

高齢者を支援するためにはどのような手法がよいか



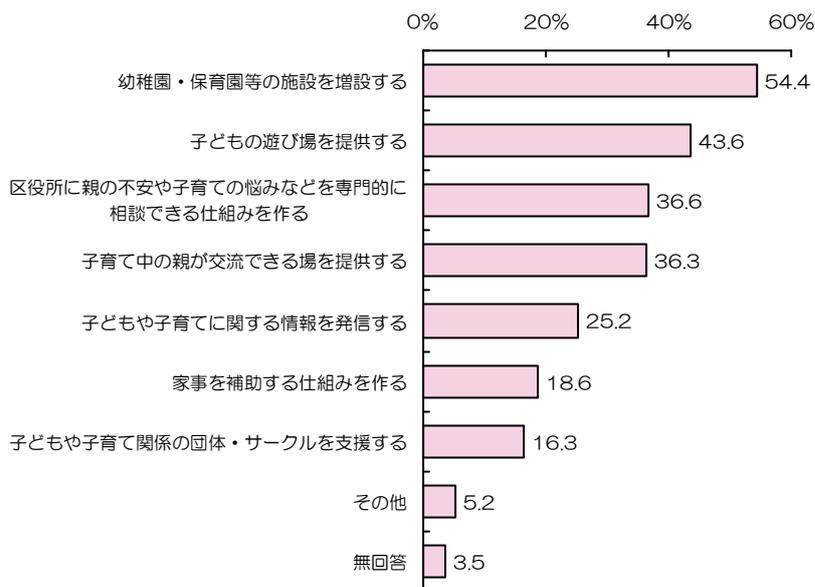
資料：平成24年度「高津区区民生活に関わるニーズ調査」

●子育て支援について

子どもや子育てを支援するための手法として、「幼稚園・保育園等の施設を増設する」「子どもの遊び場を提供する」「区役所に親の不安や子育ての悩みなどを専門的に相談できる仕組みを作る」が挙げられています。

子どもだけではなく、その保護者への支援も求められています。

子どもや子育てを支援するためにどのような手法がよいか



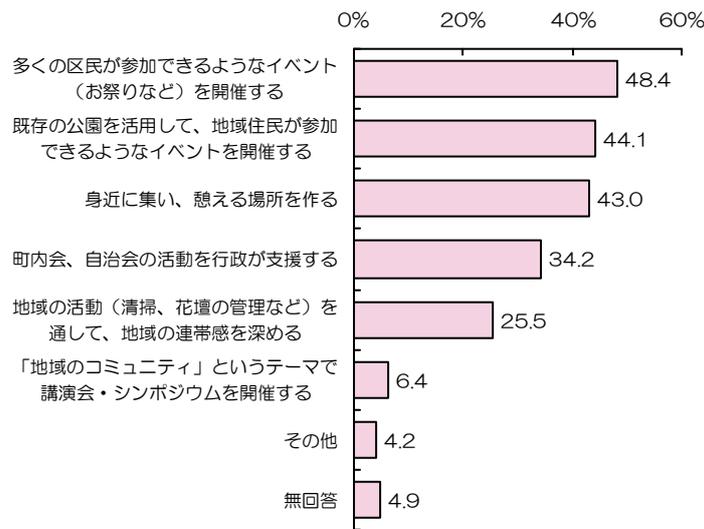
資料：平成24年度「高津区区民生活に関わるニーズ調査」

●地域住民のつながりについて

地域住民のつながりを深める手法として、「多くの区民が参加できるようなイベント（お祭りなど）を開催する」「既存の公園を活用して、地域住民が参加できるようなイベントを開催する」「身近に集い、憩える場所を作る」が挙げられています。

つながりを深めることのできる機会や場の提供、自分が住んでいる地域での活動が求められています。

地域の住民同士のつながりを深めるにはどのような手法がよいか



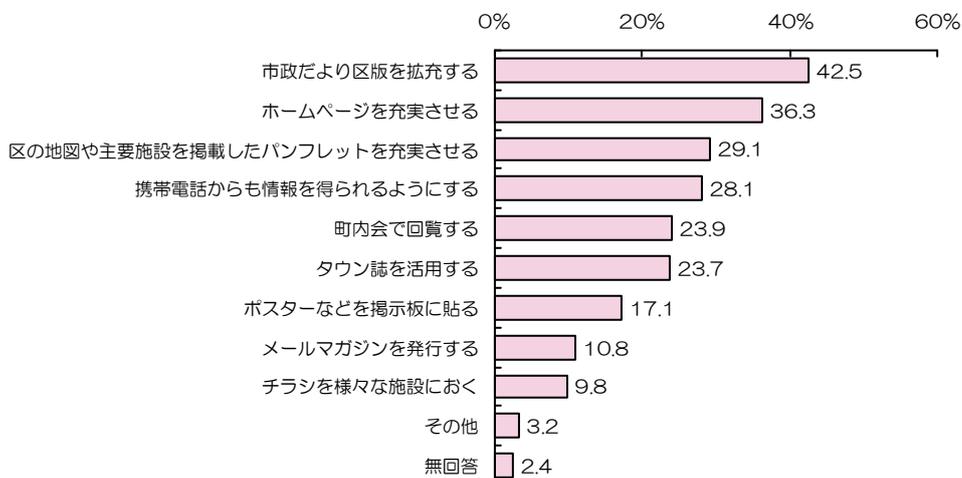
資料：平成24年度「高津区区民生活に関わるニーズ調査」

●区からの情報提供について

区の情報を提供するための手法として、「市政だより区版を拡充する」「ホームページを充実させる」「区の地図や主要施設を掲載したパンフレットを充実させる」が挙げられています。

これらの媒体を通じて情報を流すことと、情報提供の充実が望まれています。

区の情報を提供するためにはどのような手法がよいか



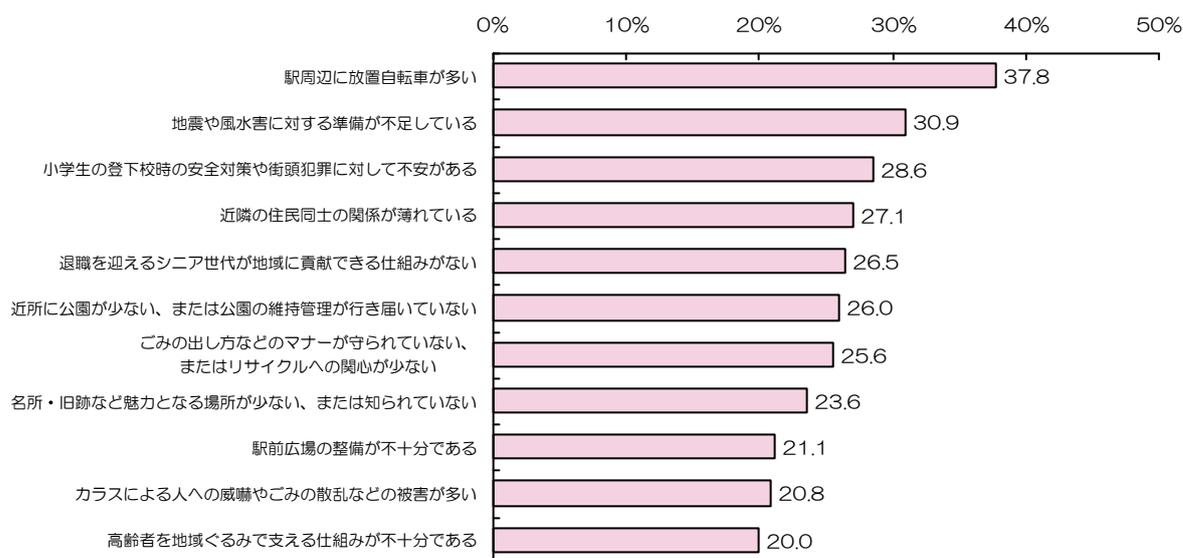
資料：平成24年度「高津区区民生活に関わるニーズ調査」

●まちの課題・問題点について

まちの課題・問題点として、「駅周辺に放置自転車が多い」「地震や風水害に対する準備が不足している」「小学生の登下校時の安全対策や街頭犯罪に対して不安がある」が挙げられています。

地震や風水害に対する準備や登下校時の安全対策等、環境整備の他、地域コミュニティの活性化による対応も重要です。

まちの課題・問題点と思うもの



※項目数が多いため、20%以下は省略しています

資料：平成24年度「高津区区民生活に関わるニーズ調査」

(2) 第3回川崎市地域福祉実態調査（高津区集計）から見える課題

平成25年1月に行われた「第3回川崎市地域福祉実態調査」のうち、「地域の生活課題に関する調査」と「地域福祉活動に関する調査」の高津区の集計結果からは、「高津区区民生活に関わるニーズ調査」結果と同様の地域のつながり、高齢者、子どもに対する課題に加えて、地域の防犯・防災や、情報、相談に対する課題も見られます。

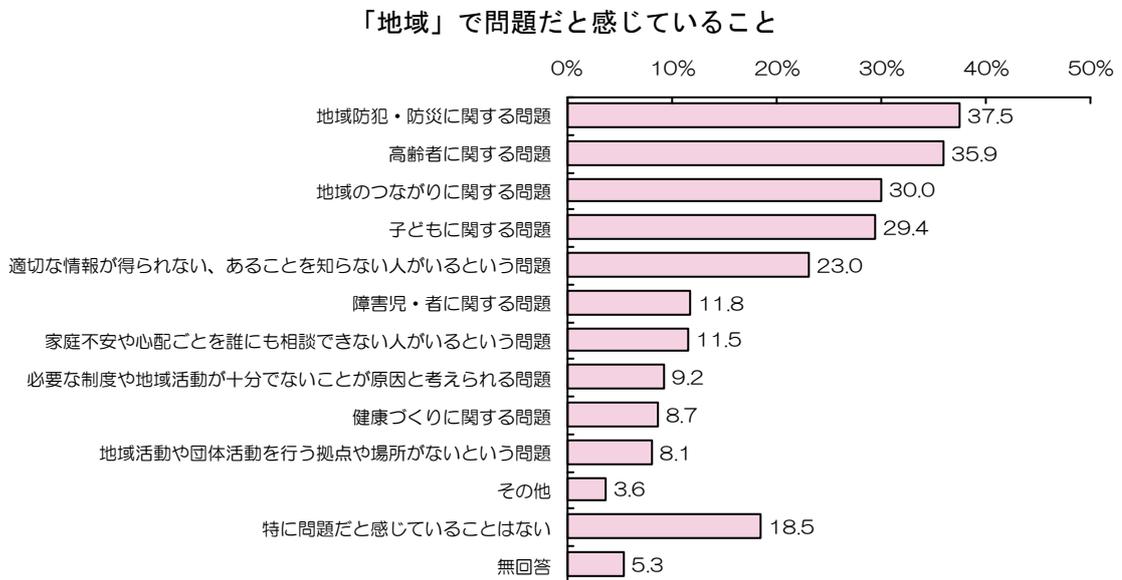
地域の防犯・防災における課題は、環境の整備や地域のつながりの強化といったハード・ソフトの両面からの取組が求められます。また、情報や相談における課題は、これまで情報やサービスが行き届かなかった人への対応や、情報やサービスの周知、相談体制や支援の充実といった取組が求められます。

1 地域の生活課題に関する調査

● 「地域」で問題だと感じていること

「地域」で問題だと感じていることとして、「地域防犯・防災に関する問題」や、「高齢者に関する問題」「地域のつながりに関する問題」「子どもに関する問題」が挙げられています。

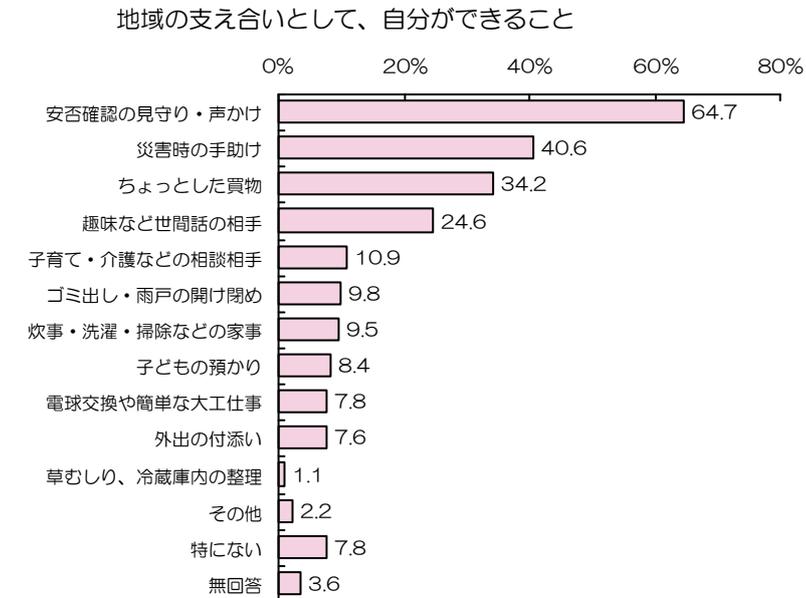
また、あらゆる人に情報が届くよう、情報提供の強化に取り組む必要があることが示されています。



●地域の支え合いとして、自分ができること

地域の支え合いとして、自分ができることとして、「安否確認の見守り・声かけ」「災害時の手助け」「ちょっとした買物」等が挙げられています。

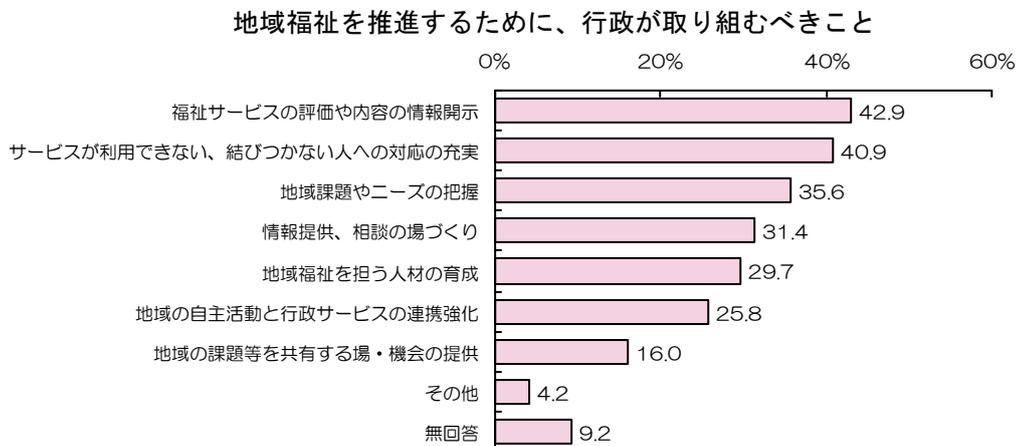
これらの支え合いを行うには、普段から住民同士の交流を深める必要があります。



●地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこと

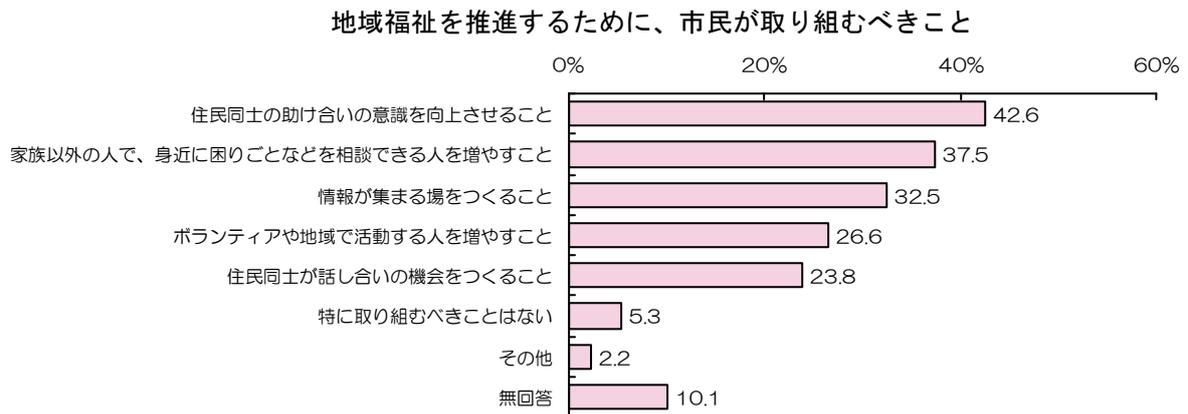
地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこととして、「福祉サービスの評価や内容の情報開示」「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」「地域課題やニーズの把握」等が望まれています。

あらゆる人に情報が行き渡ることや、地域の課題等を把握できるような取組が必要です。



●地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこと

地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこととして、「住民同士の助け合いの意識を向上させること」「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」「情報が集まる場をつくること」が挙げられています。

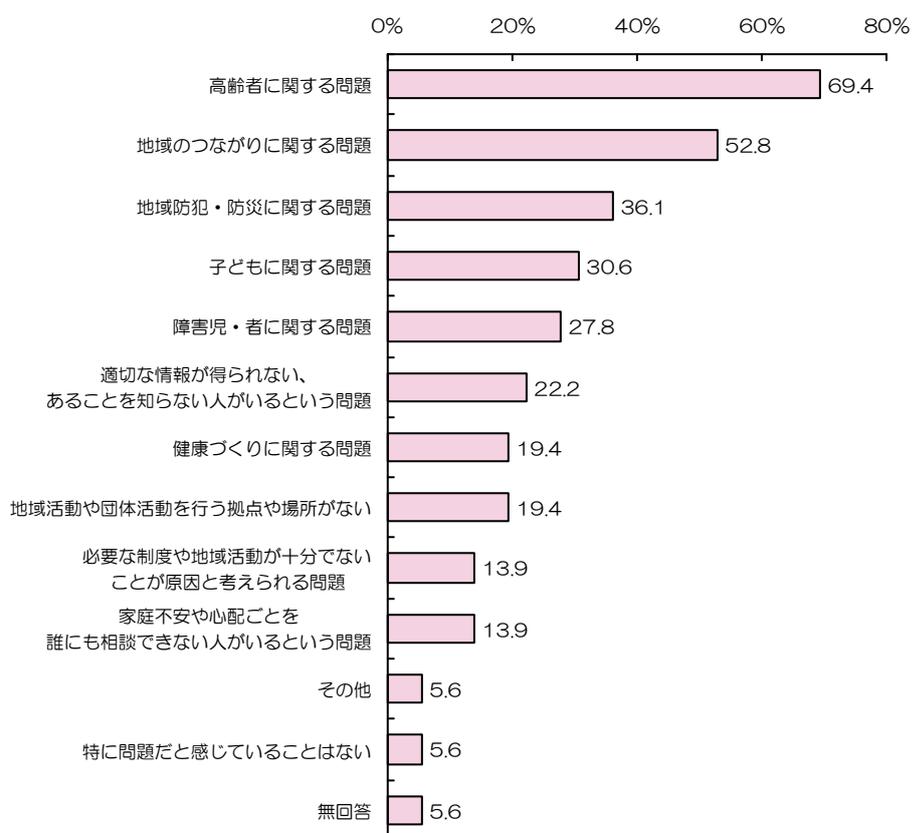


2 地域福祉活動に関する調査

●地域福祉活動を行う団体等からみた、「地域」で問題だと感じていること

地域福祉活動を行う団体等からみた地域における問題点として、「高齢者に関する問題」「地域のつながりに関する問題」「地域防犯・防災に関する問題」が挙げられており、取組が求められています。

地域福祉活動を行う団体等からみた、「地域」で問題だと感じていること



3 第3期計画の振り返り

(1) 第3期計画における重点的取組

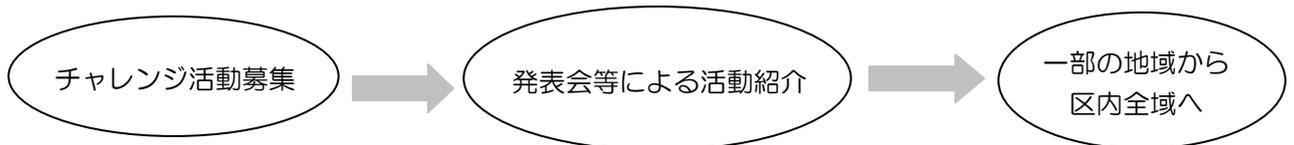
高津区地域福祉活動キラリ☆事業 ～小地域の福祉活動を応援します

現在、高津区内では町内会・自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会等様々な小地域を単位とした地域福祉活動が行われています。それらの活動は各地域の特性に応じて、そこに暮らす住民自らが考え、自ら運営している活動であり、“地域力”の一つのバロメーターになっていると言えます。第3期の高津区地域福祉計画では個々の基本目標を推進していくことと併せて、各小地域や自主グループによって行われている福祉活動を支援していくという視点から「高津区地域福祉活動キラリ☆事業」を重点的取組としました。

<具体的な取組>

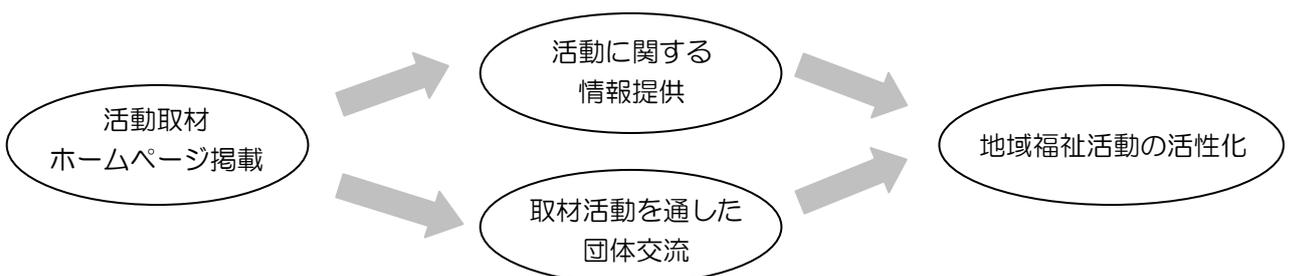
1 それいいね！福祉のまちチャレンジ事業

各地域で行われている福祉活動で、新たな地域課題の解決に取り組むものや、取組方法に創意・工夫があるもの、地域特性を活かしているものなど、他の地域の参考となるような福祉活動を募集し活動の成果を発表会等を通じて広く区民に紹介することで「それいいね！」という地域福祉活動が区内全域に広まっていくことをめざすものです。



2 地域福祉活動レポート「たかつハートリレー」

小地域やグループ単位で行っている福祉活動について現地取材を行い、写真やインタビュー記事を高津区ホームページに掲載します。取材にあたっては活動団体がレポーターとして参加し、取材の場が団体交流の機会となるような仕組みづくりをしました。



(2) 平成24年度の達成状況と課題

1 それいいね！福祉のまちチャンレンジ事業の実施

「ことばの力～声をかけあいつながる地域～」をテーマに、7つのチャレンジ事業団体の活動発表と地域交流を開催しました。

「ことばの力～声をかけあいつながる地域～」

●開催日時

	日にち	時間	場所
第1回	平成25年 1月31日(木)	13:30～16:00	高津区役所 第1会議室
第2回	平成25年 2月6日(水)	13:30～16:00	橋出張所 会議室

●まとめ

交流会では、いろいろな人と気軽にアイデアを交換できるワールドカフェという手法を用いて、ご近所のつながりについて語り合いました。どちらの回も、とても楽しそうに会話がはずみ、参加者からは「このような交流の場そのものがつながりづくりのきっかけになる」「チャレンジ事業団体のような地域活動をしていることが、地域とのつながりを持つ上で重要なパイプになっている」などの声が多く寄せられました。

この交流会のテーマである、「声をかけあいつながる力としての『ことば』」について、次のような言葉が集まりました。

- ☆積極的に地域であいさつすることが大事 ⇒ 「おはよう」「こんにちは」
- ☆相手を気にかける言葉 ⇒ 「お元気ですか?」「調子はどうですか?」
- ☆困ったことがあれば手を差し伸べる言葉 ⇒ 「お手伝いはありますか?」
- ☆再会を約束する言葉 ⇒ 「また、お会いしましょうね」

「ことばをかけあう地域づくりの大切さ」について、具体的に楽しく考えあう交流会になりました。

<チャレンジ事業団体>



TMCたかつママ
コミュニティー



ママカフェサロン
DE絵本



溝口南公園
朝の体操会



悠友館



ぐるーぶ麦



久地第一ときわ会



野川中耕地
友悠会

2 地域福祉活動レポート「たかつハートリレー」の実施

地域で活動している様々な分野（子ども、高齢者、障害者）の団体を現地取材し、活動を区ホームページ等で紹介しました。また、取材された団体が次の団体取材することで団体同士の交流の場としました。団体の方からは「地域に向けた気持ちが同じで、共感しあい励みになった」「地域への新たな見方が出来た」との声をいただき、互いのよい刺激となり活動の広がりを持てる機会になりました。



高津図書館読み聞かせグループ
ゆりかご



高津図書館読み聞かせグループ
めんどり



サボン草Ⅱ



上作延ミニデイ



わかたけ作業所



子母口ミニデイ



読み聞かせボランティアグループ
どんぐり



子育てサロン うめの里



橘樹神社公園体操



点字サークル 芽の字会

高津区の取組

第2章

1 高津区がめざす地域福祉計画

(1) 計画の理念

「生まれ、育ち、支えあう、
健やかな高津をめざして」

すべての人が住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと生活していくためには、国や自治体が定めた一律の制度やサービスだけではなく、それぞれの地域の実情にあった区民同士の助け合い、区民と行政の協働の仕組みが必要であり、区民・地域の活動団体等・行政全ての人が力を合わせて実現していくものです。高津区地域福祉計画では、行政は、各取組を通して、地域福祉活動への「参加のきっかけづくり」や「活動への支援」、「地域での支え合いやネットワークづくり」等を進めていきます。区民は、そこに積極的に参加し、協働していくことで、心豊かに暮らせる地域福祉のまちをつくっていくことが大切となります。

そして、区民と行政をつなぐ担い手としての地域の活動団体等の力を借りて、より一層、地域福祉を推進し、すべての人が心豊かに暮らせるまちをつくることをめざします。



(2) 基本目標

高津区の現状を踏まえ、第4期計画では地域福祉の課題に対して、次のような視点から取組を進めます。

1 子どもを健やかに育むまち

子どもは家庭の中だけではなく、地域の方にふれあい、見守られながら成長していきます。健やかに育まれる子どもたちは、地域社会の将来の担い手でもあり、子どもたちを取り巻く環境の変化は、地域全体にとっても重要な問題だと考えます。

基本目標1では、子育て世帯の方が安心して子どもを育て、住み続けることができるまちをめざすとともに、子どもたちを健やかに育み、子どもたち自身が成長していけるまちづくりをめざして、地域全体で取組を進めます。

2 高齢者・障害者が安心して暮らせるまち

高齢になっても障害があっても、全ての人が住み慣れたまちで生活していくためには、行政が高齢者や障害者それぞれの方の生活に必要な支援を行うとともに、地域に暮らす住民が高齢者や障害者についての理解を深め、様々な取組を通して誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて協力し合うことが必要です。

基本目標2では、高齢者・障害者が安心して暮らせるための環境づくりを、地域住民や関係機関と協力しながら進めていきます。

また、高齢者・障害者の方自身が自分の持つ力を活かし、地域社会で活動できる場を作ることで、誰もが住み慣れた自分の地域で生き生きと暮らし続けられることをめざします。

3 交流・ふれあい・支えあいのあるまち

地域の行事や地域の防犯・防災活動などを通じて、新たに高津区に移り住んだ方と、高津区で生まれ育ちこのまちにネットワークのある方が交流を深めることは、地域福祉推進の大きな力になると考えます。

基本目標3では、基本目標1と2を実現していくための土台作りとして、区民同士の交流を重視した取組を進めます。

また、区民同士が気軽に集える場や、地域で様々な地域福祉活動を展開するための拠点づくりを支援するとともに、地域福祉を推進していくための人材育成やネットワークづくりにも取り組み、お互いが支えあえるまちづくりをめざします。

2 事業体系一覧表

高津区の現状や生活課題を踏まえ、計画の理念と3つの基本目標のもとに、以下の具体的取組（基本施策・計画期間の取組）を進めます。

☆は重点的取組、★は各基本目標を代表する主要な取組です

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	計画期間（H26～H28年度）の取組	掲載ページ	
生まれ、育ち、支えあう、健やかな高津をめざして	1 子どもを健やかに育むまち	1 地域で見守り・育てる、子育ての環境づくり	1 子育てに関する相談支援体制の充実	1 乳幼児健康診査等における相談実施	46	
				2 乳幼児のための各種相談事業の実施	46	
				3 児童家庭相談の充実★	46	
			2 子育て家庭と地域のつながりの強化	4 こんにちは赤ちゃん事業★	47	
				5 転入者子育て交流会★	47	
			3 民生委員児童委員等による子育て支援機能の強化	6 子育てサロン事業実施への支援	47	
				7 高津区児童委員活動強化推進委員会との連携	47	
				8 学校と民生委員児童委員との各種情報交換会開催への支援	47	
			4 父親の育児参加の促進	9 両親学級等における父親の育児参加の促進	48	
				10 地域の子育て関連施設を活用した父親の子育て体験の促進	48	
		5 親子交流の場の確保と子育ての仲間づくりの促進	11 各種教室における母親同士の交流の促進	48		
		6 子育てグループの育成・活動支援とネットワークづくり	12 子育てグループ育成事業・支援事業の実施	49		
			13 高津区こども・子育てフェスタ等子育てに関する行事の開催	49		
		7 子育て世代が生活習慣を工夫し、健やかに暮らせるための支援策の充実	14 若年世代からの健康づくりの推進	49		
			15 妊婦の食生活改善の取組の推進	49		
		8 子育て支援のネットワーク会議を通じた関係機関や団体の連携強化	16 高津区子ども・子育てネットワーク会議等の開催	50		
			2 子育て情報の収集・発信の充実	9 総合的な子育て情報の提供	17 高津区子ども・子育てネットワーク会議編集『ホッとこそだて・たかつ』（冊子・ホームページ）による情報発信	51
					18 保健福祉センターやこども支援室の子育て情報コーナー等の活用	51
		19 子育て情報紙「あったかつうしん」の発行			51	
		3 乳幼児期から青少年期までの、地域における子ども・子育て支援の推進	10 子どもの多様な経験の場の確保	20 子育て支援講座の開催	52	
				21 夏休み親子健康教室の開催	52	
				22 高津区子どもフェア等子どものための行事の開催	52	
				23 学習支援・居場所づくり事業★	52	

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	計画期間（H26～H28年度）の取組	掲載ページ
			11 地域の関係団体や関係機関との連携による要保護児童対策の強化	24 高津区要保護児童対策地域協議会実務者会議を通じた取組の推進	53
			12 学校・子育て関連施設と地域、区役所との連携の推進	25 幼・保・小連携推進事業	53
				26 学校との連携による健康づくり事業の推進	53
				27 公立保育所による連携の推進（地域の子ども・子育て支援事業、民間保育所との連携・交流、人材育成）	53

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	計画期間（H26～H28年度）の取組	掲載ページ	
生まれ、育ち、支えあう、健やかな高津をめざして	2 高齢者・障害者が安心して暮らせるまち	1 高齢者・障害者等生活に支援が必要な方が地域で安心して暮らせるための環境づくり	1 地域の相談体制の充実と関係機関との連携強化	28 社会福祉協議会との連携による障害についての各種講座の開催	54	
				29 地域ケア連絡会議等の開催を通じた、地域の関係団体と関係機関との連携★	54	
				30 地域包括支援センターとの連携	54	
				31 地域自立支援協議会の開催	54	
				32 障害者生活支援センターとの連携	54	
			2 障害者の社会参加に向けた学習活動の支援	33 障がい者社会参加学習活動	55	
				34 うつ・とじこもり等に関する各種講座の開催	55	
			3 高齢者の見守り事業や閉じこもり予防事業の充実	35 徘徊高齢者SOSネットワーク事業の推進	56	
					36 介護予防グループ支援事業の実施	56
					37 地域ケア連絡会議等の開催を通じた、地域の見守り活動の推進★	56
		38 各種ミニデイケア等に対する支援			56	
		2 高齢者が元気に過ごすための支援の推進	5 介護予防・健康づくり・地域への参加支援事業の推進	39 放置自転車対策事業の実施	56	
					40 生活習慣病予防の各種講座の開催	57
					41 介護予防に関する健康づくり講座の実施	57
					42 高津公園体操の推進	57
					43 シニア世代等を対象とした講座や教室の開催	57
					44 認知症に関する各種講座の開催	57
		45 介護予防の普及啓発	57			

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	計画期間（H26～H28年度）の取組	掲載ページ		
生まれ、育ち、支えあう、健やかな高津をめざして	3 交流・ふれあい・支えあいのあるまち	1 地域福祉に関する啓発活動の充実強化	1 地域福祉を推進するための交流や情報発信	46 それいいね！福祉のまち高津交流会の開催☆	58		
				47 地域福祉活動レポート「たかつハートリレー」の実施☆	58		
				48 たかつ区健康福祉まつり、ええんじやないか祭り等意識啓発のための行事の開催	58		
		2 地域住民が地域に根ざしたネットワークとつながるような交流の促進	2 町内会・自治会に関心を持って共に活動できるような支援の充実	49 町内会・自治会加入促進パンフレットの作成・配布	59		
				3 地域住民同士の交流が促進されるような行事への取組	50 親子運動会の支援	59	
		3 防犯・防災ネットワークの確立による、安全・安心なまちをめざした地域連帯の強化	4 防犯・防災のネットワークへの組織的な取組の促進	51 高津安全・安心まちづくり支援事業の実施	60		
				52 自主防災組織への支援★	60		
				5 災害時に支援の必要な方への取組の推進	53 要援護者対策に向けた町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員との連携強化	60	
		4 地域で福祉活動を展開するための拠点づくりの推進や活動支援	6 地域活動に利用できる区内施設情報の提供と利用の促進	54 市民活動支援ルームの管理運営	61		
				7 老人クラブ等地域活動の拡大強化	55 老人クラブ、友愛チーム等による地域活動への支援	61	
		5 地域福祉を推進するための人材育成の支援	8 地域福祉を担うボランティアや地域活動団体の育成	56 区内で地域活動をするグループや団体に関する情報の把握	62		
				57 すくすく子育てボランティア講座の開催	62		
				58 運動普及推進員・食生活改善推進員の養成と活動支援	62		
				59 元気な高津をつくる会への活動支援	62		
						60 在宅介護者家族会への活動の支援	62

3 第4期計画における主要な取組

第4期計画における主要な取組は、子どもや高齢者等の見守りを含めた、支えあいの基盤となる人と人とのつながりや、震災時の対応等、ネットワークづくりを中心に取上げます。

重点事業：高津区地域福祉活動キラリ  事業

【それいいね！福祉のまち高津交流会の開催】

○地域で活動している団体と地域住民が、地域について一緒に考えあう交流会を開催し、地域活動の活性化や地域の活性化をめざします。

【地域福祉活動レポート「たかつハートリレー」の実施】

○地域で行われている福祉活動について現地取材を行い、取材結果を区ホームページに掲載し、活動の普及啓発や取材を通じた団体交流を行い、団体のネットワークの広がりを支援します。

基本目標1 「子どもを健やかに育むまち」に関連した主要な取組

【児童家庭相談の充実】

○母子健康手帳の交付、保育所案内、子ども相談等を行います。妊娠期から概ね18歳までのお子さんに関する相談に多種の専門職が対応します。さらに、平成25年4月施行の「川崎市子どもを虐待から守る条例」に基づき、虐待に関する相談も受けるとともに、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向け関係機関と連携し、子ども及び保護者への支援を行います。

【こんにちは赤ちゃん事業】

○生後4か月までのお子さんがあるご家庭に、研修を受けた「こんにちは赤ちゃん訪問員」が訪問し、身近な子育て支援情報等を届けることで、子育て家庭と地域のつながりをつくれます。

【転入者子育て交流会】

○転入者の多い高津区において、子育て世代の転入者に対し、子育てに関する不安感や孤立感を軽減するため、区内の子育て情報の提供や地域の関係団体等の紹介、参加者同士の交流を図ります。



【学習支援・居場所づくり事業】

- 「貧困の連鎖」の歯止めを目的として被保護世帯の子ども（中学1年～中学3年）を対象に個別学習支援を行い、高校進学率向上をめざします。同時に、対象とする子どもの保護者に対する支援と子どもの居場所づくりを行います。

基本目標2 「高齢者・障害者が安心して暮らせるまち」に関連した主要な取組

【地域ケア連絡会議等の開催を通じた、地域の関係団体と関係機関との連携】

- 地域ケア連絡会議を通して、高齢者またはその家族に対し、相談及び各種サービスを実施している医療・福祉等の関係機関が地域の課題を抽出し、情報交換を行いながら、地域ケア体制を構築していくことによって、高齢者が、安心して、住み慣れたまちで暮らす事ができるために、地域包括ケア体制の確立に向けたまちづくりを推進します。

【地域ケア連絡会議等の開催を通じた、地域の見守り活動の推進】

- 地域ケア連絡会議を通して、地域の民生委員児童委員、老人クラブ、町内会・自治会とともに、見守り活動を通してネットワーク構築をしていきます。また、民間業者にも見守り活動に参加していただくように働きかけを行っていきます。これらの取組により高齢者が、安心して、住み慣れたまちで暮らす事ができるために、地域包括ケア体制の確立に向けたまちづくりを推進します。

基本目標3 「交流・ふれあい・支えあいのあるまち」に関連した主要な取組

【自主防災組織への支援】

- 「自主防災組織活動助成金」や「防災資器材購入補助金」等の補助申請の取りまとめを行い、各自主防災組織の活動を側面的に支援するほか、高津、橋の両地区において合同の防災訓練を実施します。また、避難所運営会議、防災ネットワーク連絡会議の充実・強化を推進していきます。これらの訓練、会議、研修等を通じ、防災に関する人材育成を図ります。



4 具体的な取組

基本目標1 子どもを健やかに育むまち

子どもを健やかに育むことができるよう、子育て支援サービスを充実させ、民生委員児童委員や関係機関のネットワークを活用した地域の支援体制や子育て家庭と地域とのつながりを強化し、子育てに関する情報の整理と的確な提供を行い、安心して子どもを生み育てられるまちづくりをめざします。

多数の専門職による相談の充実を図ったり、訪問員等による家庭訪問や交流会による育児やつながりの支援を行い、学童期の教育・生活支援等を関係機関と連携強化を進めることで、健やかに育むまちを推進します。

基本施策1 子育てに関する相談支援体制の充実



1 乳幼児健康診査等における相談実施

乳幼児健康診査等において、子どもの健全な成長・発達を確認し、疾病・異常の早期発見・対応をし、家庭環境を把握した上で保護者の育児不安を受け止め、孤立することなく、適切な育児が行えるよう支援を行います。

【所管部署：児童家庭課、地域保健福祉課】
(Tel 861-3315)

2 乳幼児のための各種相談事業の実施

乳幼児を持つ親が安心して子育てできるように、育児相談、発達に関する相談、虐待予防事業・相談、アレルギー相談、乳幼児歯科相談、保育園における相談支援など、各種相談事業を実施し、支援体制を充実します。

【所管部署：児童家庭課、地域保健福祉課、こども支援室】
(Tel 861-3315)



3 児童家庭相談の充実

母子健康手帳の交付、保育所入所案内・子ども相談等、概ね18歳までの相談に多種の専門職が対応します。さらに、虐待に関する相談も受けるとともに、虐待の未然防止、早期発見・対応に向け関係機関と連携し、子ども及び保護者への支援を行います。

【所管部署：児童家庭課】
(Tel 861-3369)

※所管が区役所以外で、区役所がかかわっているものについてはカッコ書きとしています。

※組織名及び区所管、連絡先は平成26年3月末現在のものです。

※電話番号は、主な所管部署（先頭に記載されている課）の下に記載しています。

基本施策2 子育て家庭と地域のつながりの強化

4 こんにちは赤ちゃん事業

新生児訪問を希望しないすべての家庭に、研修を受けた民生委員児童委員、主任児童委員、子育て支援活動の経験者等が訪問し、子育て家庭と地域のつながりをつくります。

【所管部署：児童家庭課】
(Tel 861-3335)



5 転入者子育て交流会

子育て世代の転入者に対し、子育てに関する不安感や孤立感を軽減するため、区内の子育て情報の提供や地域の関係団体等の紹介、参加者同士の交流を図ります。

【所管部署：こども支援室】
(Tel 861-3340)



基本施策3 民生委員児童委員等による子育て支援機能の強化

6 子育てサロン事業実施への支援

高津区児童委員活動強化推進委員会等が主催の、保護者の仲間づくりやくつろぎのスペース、子どもが楽しく遊べる場であるふれあい子育てサロン「きらり」「うめの里」を支援します。

【所管部署：(児童家庭課)(こども支援室)(生涯学習支援課)】



7 高津区児童委員活動強化推進委員会との連携

高津区の児童委員・主任児童委員活動の強化推進を図るため、児童を取り巻く諸問題についての情報交換、協議、研修会等を実施します。

【所管部署：(保健福祉センター)(こども支援室)】

8 学校と民生委員児童委員との各種情報交換会開催への支援

児童生徒指導連絡協議会を通じて、情報の共有化や意見交換等を行います。

【所管部署：(こども支援室)】

基本施策4 父親の育児参加の促進

9 両親学級等における父親の育児参加の促進

妊婦と家族の健康づくりを考え実行できるように、妊娠・出産・育児に関する健康教育を行います。母親とともに父親の体験学習やグループワークを実施します。

【所管部署：児童家庭課】
(Tel 861-3315)



10 地域の子育て関連施設を活用した父親の子育て体験の促進

父親の子育て及び子育て家族への支援として子育て中の方の交流の場を提供するために、地域子育て支援センター等において、土曜日に遊びの広場やふれあい遊びのイベント等を実施します。

【所管部署：こども支援室】
(Tel 861-3340)

基本施策5 親子交流の場の確保と子育ての仲間づくりの促進

11 各種教室における母親同士の交流の促進

両親学級、双子の育児交流会、未熟児育児交流会、フリースペース事業により育児の不安を軽減できるよう交流を推進します。また、主任児童委員、民生委員児童委員、公営保育所等の協力による「あつまれキッズ」を通して地域での仲間づくりを支援し、育児力を高めていきます。

【所管部署：児童家庭課、こども支援室、生涯学習支援課】
(Tel 861-3315)



基本施策6 子育てグループの育成・活動支援とネットワークづくり

12 子育てグループ育成事業・支援事業の実施

子育てグループの活動の活性化と継続のため、健康教育・相談、区内の子育てグループの交流や活動紹介等を実施します。

【所管部署：こども支援室、児童家庭課】

(Tel 861-3329)

13 高津区こども・子育てフェスタ等子育てに関する行事の開催

子育て関連施設・団体の紹介や子育て中の親の交流広場、親子で楽しめる催しや学習会を「こども・子育てフェスタ」で実施します。

【所管部署：こども支援室、生涯学習支援課】

(Tel 861-3329)



基本施策7 子育て世代が生活習慣を工夫し、健やかに暮らせるための支援策の充実

14 若年世代からの健康づくりの推進

39歳までの健診・保健指導、たばこ対策事業、妊娠・出産・産後の健康相談、女性の健康相談、歯周病予防教室等により、若年世代からの健康づくりを推進します。

【所管部署：地域保健福祉課、児童家庭課】

(Tel 861-3313)

若年世代からの健康づくりを推進していきます



15 妊婦の食生活改善の取組の推進

食生活改善推進員と協働して、妊娠期の食生活の改善に取り組み、健康的な生活習慣の改善を推進します。

【所管部署：地域保健福祉課】

(Tel 861-3313)

基本施策8 子育て支援のネットワーク会議を通じた 関係機関や団体の連携強化

16 高津区子ども・子育てネットワーク会議等の開催

子ども・子育てに関わる市民と関係団体・機関が情報交換等を行い、ネットワークの推進を図ります。

【所管部署：こども支援室】
(Tel 861-3329)



〔高津区こども・子育てフェスタ〕

毎年、高津市民館（ノクティ2 11・12階）で開催しているフェスタは、平成25（2013）年の開催で、9回目を迎えました。

平成25年は、「つくる・遊ぶ」「体験する」「見る・聞く」をキーワードにリサイクル工作やヨーヨー、お絵かき、赤ちゃんのお世話体験、おはなし会、乳幼児の救命救急講座等、様々な楽しいイベントが開催されました。約2,000人の親子連れや小中学生の参加があり、盛況のうちに終わりました。



〔高津区子ども・子育てネットワーク会議等の開催〕

平成17年に設置され、子どもが生き生きと豊かに成長できるよう、子どもに関わる市民・関係団体・行政等が情報の場や機会を共有し、ネットワークの推進を図っています。本会議のほか情報部会、研修・企画部会、子育てグループ支援部会を設置し、子ども・子育て支援の充実を図っています。

基本施策9 総合的な子育て情報の提供

17 高津区子ども・子育てネットワーク会議編集『ホッとこそだて・たかつ』 (冊子・ホームページ)による情報発信

子育てに関する情報を掲載した「ホッとこそだて・たかつ」を発行し、冊子・ホームページによる情報の更新管理を行い、子育てに関する情報をタイムリーに提供します。



【所管部署：こども支援室、児童家庭課】
(Tel 861-3329)

18 保健福祉センターやこども支援室の子育て情報コーナー等の活用

区等の開催事業や地域の子育てに関する情報について、パンフレットの掲示やチラシの配布等を行います。

【所管部署：こども支援室、児童家庭課】
(Tel 861-3329)



19 子育て情報紙「あったかつうしん」の発行

高津区内及びその周辺の情報を盛り込んだ子育て情報紙を、子育て中の親の視点を通して発行します。

【所管部署：こども支援室】
(Tel 861-3340)



基本施策10 子どもの多様な経験の場の確保

20 子育て支援講座の開催

子育て中の親子やボランティア・支援者を対象に、子育て支援についての意識啓発を図るための講座や、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供する「家庭・地域教育学級」を開催します。

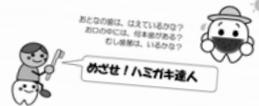
【所管部署：こども支援室、生涯学習支援課】
(Tel 861-3329)

21 夏休み親子健康教室の開催

食生活改善推進員と協働した「夏休みわくわくクッキング」や歯科医師会と協働した「夏休み子ども歯科教室」を実施し、親子のふれあいを促進します。

【所管部署：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)

夏休み子ども歯科教室



22 高津区子どもフェア等子どもための行事の開催

「高津区子どもフェア」や「子どもの音楽文化体験事業」を通じて、子どもの健全育成や情操教育を図ります。

【所管部署：地域振興課】
(Tel 861-3144)

23 学習支援・居場所づくり事業

「貧困の連鎖」の歯止めを目的として被保護世帯の子ども（中学1年～中学3年）を対象に個別学習支援を行い、高校進学率向上をめざします。同時に、対象とする子どもの保護者に対する支援と子どもの居場所づくりを行います。

【所管部署：保護課】
(Tel 861-3246)

基本施策11 地域の関係団体や関係機関との連携による 要保護児童対策の強化

24 高津区要保護児童対策地域協議会実務者会議を 通じた取組の推進

高津区の要保護児童等の早期発見や適切な保護について情報や考え方を共有し、関係機関の連携及び協働を推進します。

【所管部署：児童家庭課】
(Tel 861-3369)

基本施策12 学校・子育て関連施設と地域、区役所との 連携の推進

25 幼・保・小連携推進事業

区内にある幼稚園・保育所・公立小学校の園長・校長及び職員を対象に、保育実習、授業参観、懇談会などを実施し、互いの保育・教育内容について理解を深めながら発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援します。

【所管部署：こども支援室】
(Tel 861-3340)



26 学校との連携による健康づくり事業の推進

学校長（校長会）、養護教諭（養護教諭研修会）との連携を推進し、健康づくり事業を実施します。

【所管部署：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)

27 公立保育所による連携の推進（地域の子ども・子育て支援事業、民間保育所との連携・交流、人材育成）

公立保育所の役割・機能を強化し、地域関係団体等と連携を図り、地域の子ども・子育て支援などを推進します。

【所管部署：こども支援室】
(Tel 861-3340)

基本目標2 高齢者・障害者が安心して暮らせるまち

高齢者や障害者の方が自らの能力や経験等を活かして地域社会の中で活躍し、生き生きとした生活を送ることができるよう、必要なサービスを提供します。

また、一人暮らしの高齢者の見守りや相談支援について、地域包括支援センター、老人クラブ、町内会・自治会、民生委員児童委員等と連携を強化し、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるようにネットワークを構築していきます。

基本施策1 地域の相談体制の充実と関係機関との連携強化

28 社会福祉協議会との連携による障害についての各種講座の開催

社会福祉協議会と連携し、障害に関する各種講座を開催します。

【所管部署：高齢・障害課】

(Tel 861-3252)

29 地域ケア連絡会議等の開催を通じた、地域の関係団体と関係機関との連携

地域ケア連絡会議を通して、高齢者またはその家族に対し、相談及び各種サービスを実施している医療・福祉等の関係機関が地域の課題を抽出したり、情報交換を行いながら、地域ケア体制を構築していきます。

【所管部署：高齢・障害課、地域保健福祉課】

(Tel 861-3255)

30 地域包括支援センターとの連携

高津区地域包括支援センター・保健福祉センター連絡会議の開催を通して、区内地域包括支援センターと区役所の情報を共有し、連携を深めます。

【所管部署：高齢・障害課、地域保健福祉課】

(Tel 861-3255)

31 地域自立支援協議会の開催

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう関係機関との連携強化を図り、障害者を支えるネットワークづくりをします。

【所管部署：高齢・障害課】

(Tel 861-3252)

32 障害者生活支援センターとの連携

障害者生活支援センターとの連携により、障害を持つ方が安心して暮らせるよう相談にのり、問題解決に向けて支援します。

【所管部署：高齢・障害課】

(Tel 861-3252)



基本施策2 障害者の社会参加に向けた学習活動の支援

33 障がい者社会参加学習活動

地域での体験活動や交流等の学習機会を提供することを通して、障害のある人の社会参加促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、共に生きる地域社会の実現をめざします。

【所管部署：生涯学習支援課】
(TEL 814-7603)



34 うつ・とじこもり等に関する各種講座の開催

うつ・とじこもり等についての理解を深めるため、各種テーマを題材とした家族セミナーを開催します。

【所管部署：高齢・障害課】
(TEL 861-3309)

キラリ★たがつ

〔地域包括支援センター〕

地域包括支援センターは高齢者とその家族のための公的な相談機関で、介護予防支援、高齢者の権利擁護、川崎市独自サービス窓口、介護保険サービスの案内、地域のネットワークづくり支援など、福祉・医療・介護全般に関する地域の身近な相談窓口です。ご相談は無料で、電話でも受け付けています。



名称	担当地域	名称	担当地域
わらく	千年新町、千年、子母口、明津	すえなが	末長、新作
陽だまりの園	二子、瀬田、諏訪、北見方、下野毛	溝口	溝口、久本、坂戸
ひさすえ	蟹ヶ谷、久末、野川	樹の丘	宇奈根、久地、下作延
リ・ケア向ヶ丘	梶ヶ谷、上作延、向ヶ丘	※住所と電話番号は73ページをご覧ください	

基本施策3 高齢者の見守り事業や閉じこもり予防事業の充実

35 徘徊高齢者SOSネットワーク事業の推進

徘徊の恐れのある認知症高齢者を事前登録することにより、徘徊時に地域関係機関等による緊急連絡体制の構築を図るとともに近隣市区町村との連携を図ります。

【所管部署：高齢・障害課】
(Tel 861-3255)



36 介護予防グループ支援事業の実施

脳卒中後遺症のある方の自主グループ（橘地域リハビリ教室・あおぞら会）等への支援を行います。

【所管部署：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)

37 地域ケア連絡会議等の開催を通じた、地域の見守り活動の推進

地域ケア連絡会議を通して、地域の民生委員児童委員、老人クラブ、町内会・自治会とともに行動見守り活動を通してネットワーク構築をしていきます。また、民間業者にも見守り活動に参加していただくよう働きかけを行っていきます。

【所管部署：高齢・障害課】
(Tel 861-3255)



38 各種ミニデイケア等に対する支援

保健師等が向いて、健康講話等を実施し、活動の支援を行います。

【所管部署：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)

基本施策4 放置自転車対策事業による、高齢者・障害者が歩きやすいまちづくりの推進

39 放置自転車対策事業の実施

放置自転車の撤去に併せ、自転車利用者に対し、駐輪場への誘導・案内、チラシの配布などを行うとともに、自転車の放置を防止するための措置及び広報・啓発を実施します。

【所管部署：道路公園センター】
(Tel 833-1221)

基本施策5 介護予防・健康づくり・地域への参加支援事業の推進

40 生活習慣病予防の各種講座の開催

生活習慣病予防に関する健康づくり講座を開催します。

【所管部署：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)



41 介護予防に関する健康づくり講座の実施

介護予防に関する講座を、テーマに合った職種（栄養士、歯科衛生士、保健師等）が実施します。

【所管部署：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)

42 高津公園体操の推進

生活習慣病予防、介護予防、コミュニティづくりのための「高津公園体操」を、町内会・自治会、運動普及推進員、地域包括支援センター等と連携し、地域への広がりを推進します。

【所管部署：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)



43 シニア世代等を対象とした講座や教室の開催

男性の料理教室、中高年の料理教室、シニアの社会参加支援事業等により、地域社会での活動に参加できるよう支援します。

【所管部署：地域保健福祉課、生涯学習支援課】
(Tel 861-3313)



44 認知症に関する各種講座の開催

認知症についての理解を深めるため、各種講座を開催します。

【所管部署：地域保健福祉課、高齢・障害課】
(Tel 861-3313)

45 介護予防の普及啓発

二次予防事業対象者把握事業の推進、及び「いこい元気広場」等の介護予防事業の支援を行います。

【所管部署：地域保健福祉課】
(Tel 861-3313)



基本目標3 交流・ふれあい・支えあいのあるまち

様々な行事を通じて地域福祉の啓発活動を行い、地域福祉への区民の理解と参加を促します。また、地域福祉推進のための人材の育成を支援します。

そして、防犯・防災ネットワークの促進、特に東日本大震災の発災を受け、防災に関して地域・行政・関係団体等との情報共有や連携の強化を図ります。

基本施策1 地域福祉を推進するための交流や情報発信



46 それいいね！福祉のまち高津交流会の開催

地域で活動している団体と地域住民が、地域について一緒に考えあう交流会を開催し、地域活動の活性化や地域の活性化をめざします。

【所管部署：地域保健福祉課】

(TEL 861-3302)

47 地域福祉活動レポート「たかつハートリレー」の実施

地域で行われている福祉活動について現地取材を行い、取材結果を区ホームページに掲載します。取材にあたっては、団体がレポーターとして参加し、取材の場が団体交流の機会となるようにします。また、区ホームページに掲載することで、区民へ地域福祉に関する啓発を行います。

【所管部署：地域保健福祉課】

(TEL 861-3302)

きらりと光る
地域福祉団体を取
材します

48 たかつ区健康福祉まつり、ええんじゃないか祭り等 意識啓発のための行事の開催

区民と行政が協働する「たかつ区健康福祉まつり」、たかつ精神保健福祉連絡会と協働する「ええんじゃないか祭り」により、幅広い地域の人たちの交流イベントを開催します。

【所管部署：地域保健福祉課、高齢・障害課】

(TEL 861-3302)



基本施策2 町内会・自治会に関心を持って共に活動できるような支援の充実



49 町内会・自治会加入促進パンフレットの作成・配布

町内会・自治会の活動を知ってもらい、1人でも多くの方が町会へ加入し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、転入者等へ「町内会・自治会加入促進パンフレット」を配布します。

【所管部署：(地域振興課)】

高津区全町内会連合会では、町会への加入や未組織地域における新規設立の呼びかけ、説明を行っています。

基本施策3 地域住民同士の交流が促進されるような行事への取組



50 親子運動会の支援

スポーツを通じて、健康な心身の育成と地域間同士の交流の輪を広げ、地域コミュニティの形成を図ります。

【所管部署：地域振興課】

(Tel. 861-3144)

基本施策4 防犯・防災のネットワークへの組織的な取組の促進

51 高津安全・安心まちづくり支援事業の実施

犯罪を未然に防止し、安全で安心な高津区を築くことを目的に、区内各地において広報・啓発活動等を行い、防犯パトロール隊の拡充と住民の防犯意識の向上を図ります。また、防災や交通安全と連携した啓発事業の実施など、安全・安心まちづくりを推進していきます。

【所管部署：危機管理担当】

(Tel 861-3146)



52 自主防災組織への支援

「自主防災組織活動助成金」や「防災資器材購入補助金」等の補助申請の取りまとめを行い、各自主防災組織の活動を側面的に支援するほか、高津、橘の両地区において合同の防災訓練を実施します。また、避難所運営会議、防災ネットワーク連絡会議の充実・強化を推進していきます。これらの訓練、会議、研修等を通じ、防災に関する人材育成を図ります。

【所管部署：危機管理担当、橘出張所】

(Tel 861-3146)



基本施策5 災害時に支援の必要な方への取組の推進

53 要援護者対策に向けた町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員との連携強化

災害時要援護者避難支援制度について、円滑な支援活動を行う仕組みづくりや支援体制を強化することを目的として、支援組織である町内会・自治会、自主防災組織や民生委員児童委員、及び、関係機関との連携を図りながら、実施していきます。

【所管部署：危機管理担当、地域保健福祉課、高齢・障害課】

(Tel 861-3146)

基本施策6 地域活動に利用できる区内施設情報の提供と利用の促進

54 市民活動支援ルームの管理運営

「高津区市民活動支援ルーム」は、区内の市民活動の活性化を図るため、場所の提供、情報収集・提供など市民活動拠点としての機能を通じて、市民活動を支援するとともに、市民活動団体相互や市民・行政など各組織間をつなぎ、交流・協働を促進します。

【所管部署：地域振興課】
(Tel 861-3133)



基本施策7 老人クラブ等地域活動の拡大強化

55 老人クラブ、友愛チーム等による地域活動への支援

老人クラブや友愛チームの活動について、運営の助言や支援を行います。

【所管部署：高齢・障害課】
(Tel 861-3255)



〔高津区区民会議による防災マップの作成〕

高津区区民会議は、区民の参加と協働により、地域の課題解決に向けた調査審議や取組を行う組織で、「区民とともに活動する区民会議」をめざして、区民の皆さんの協力を得ながら、暮らしやすい高津区づくりを進めています。

平成24年7月にスタートした第4期高津区区民会議は、「地域防災」をテーマに調査審議を行いました。そして、調査審議結果を踏まえ、区民の皆さんに災害時に役立つ情報を提供するため、避難所、応急給水拠点や救急告示医療機関を掲載した「防災マップ」を作成しました。防災マップは、町内会・自治会の協力を得て、掲示板に掲示しています。



基本施策8 地域福祉を担うボランティアや地域活動団体の育成

56 区内で地域活動をするグループや団体に関する情報の把握

地域福祉計画の進捗管理や「高津区地域福祉活動キラリ☆事業」の実施を通して、地域福祉活動を行っているグループや団体の情報を把握します。

【所管部署：地域保健福祉課】

(Tel 861-3302)



57 すくすく子育てボランティア講座の開催

乳幼児健康診査や子育て関連の教室等において、子どもが安全に、また保護者が安心して余裕を持って参加できるように保育や見守りをするボランティアを育成しています。

【所管部署：児童家庭課】

(Tel 861-3315)

58 運動普及推進員・食生活改善推進員の養成と活動支援

運動普及推進員と食生活改善推進員の活動を支援します。また、運動普及推進員と食生活改善推進員の養成教室を実施します。

【所管部署：地域保健福祉課】

(Tel 861-3313)

59 元気な高津をつくる会への活動支援

「第2期かわさき健康づくり21」を普及するために、健康に関する20団体が集まり、月1回の定例会と役員会を実施し、活動を支援します。主に健康づくり事業（健康づくりのつどい等）と健康づくり協力店事業を実施し、その活動を支援します。

【所管部署：地域保健福祉課、児童家庭課、高齢・障害課、衛生課、生涯学習支援課】

(Tel 861-3313)

60 在宅介護者家族会への活動の支援

既存の家族会等の活動を支援します。

【所管部署：地域保健福祉課】

(Tel 861-3313)

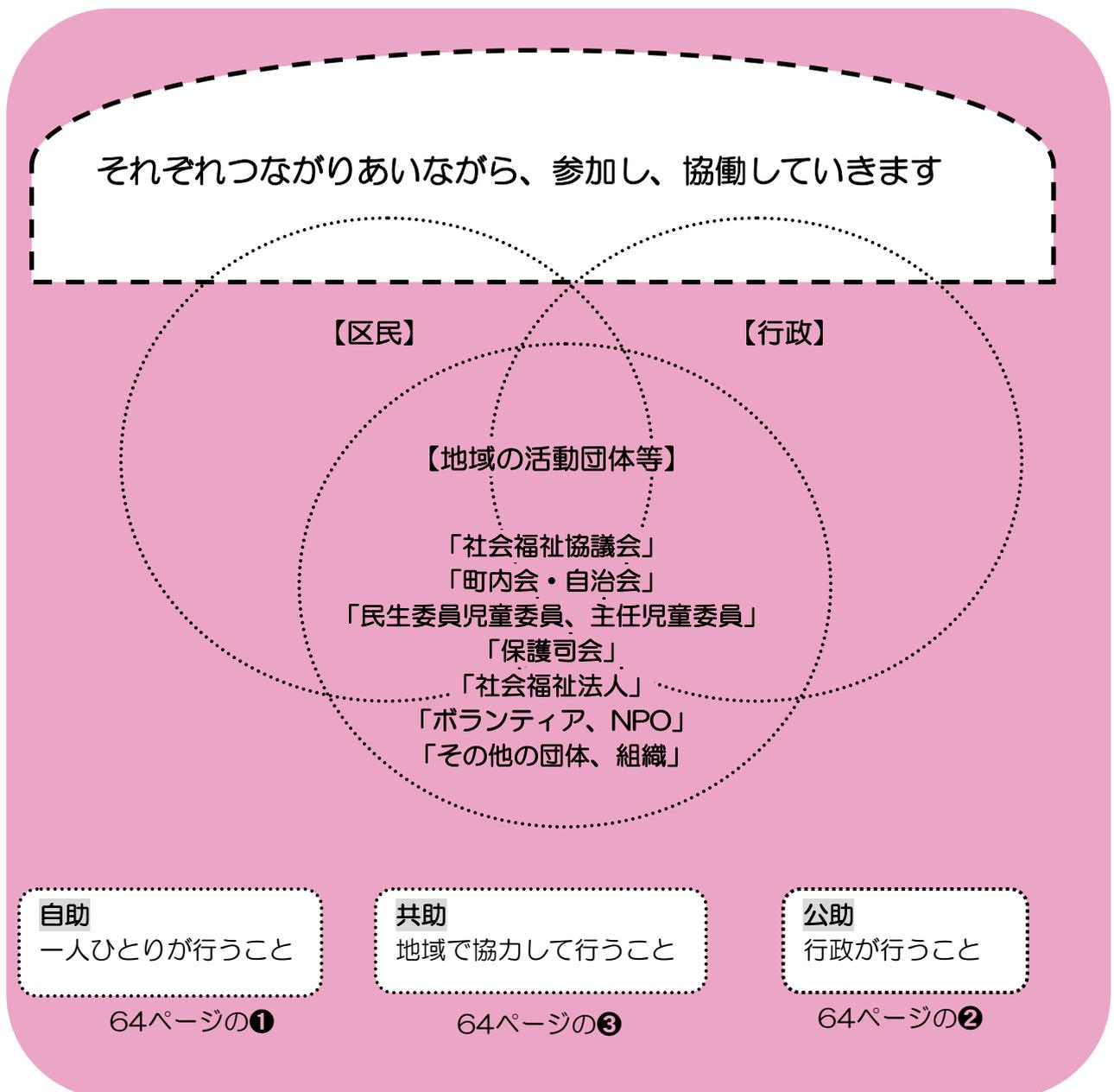
5 地域福祉推進のために

(1) 計画の推進

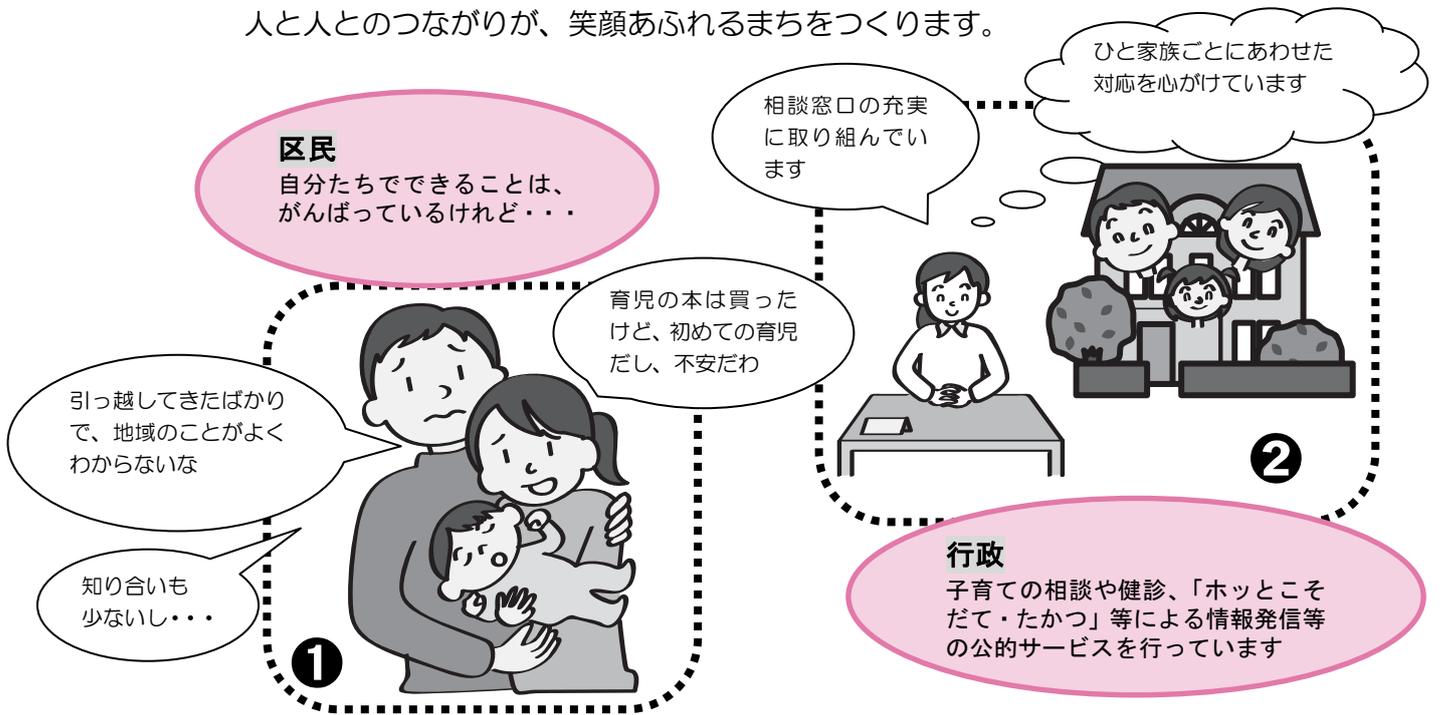
高津区が抱える課題の解決、そして、計画の理念の実現に向けては、一人ひとりの力だけでは限りがあります。

そのため、区民が行政に主体的にかかわり（＝「参加」）、それぞれの役割と責任のもとで、対等な関係に立ち、協力し合っていくこと（＝「協働」）が大切です。

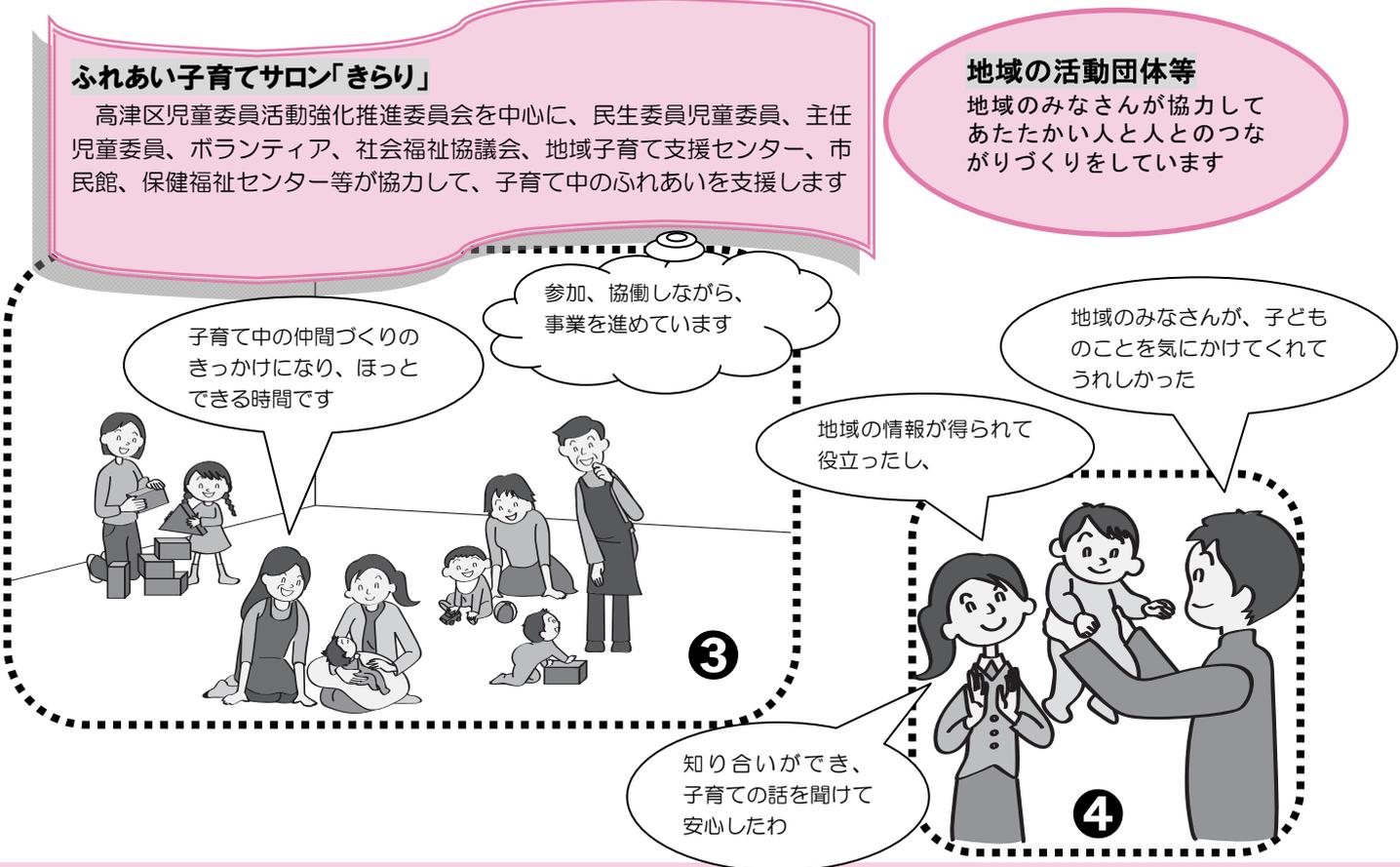
そして、そこには、区民と行政をつなぐ担い手として、地域の活動団体等の方々力がなくてはならない存在となっています。



63ページの図について、取組6「子育てサロン事業実施への支援」のふれあい子育てサロン「きらり」を例にお話します（①から④の順になっています）。人と人とのつながりが、笑顔あふれるまちをつくります。



しかし、区民や行政だけでは限りがあります。そこで・・・



(2) 各機関・組織等

第4期計画では、第3期からの継続課題に取り組み、さらに地域福祉を推進していくために、区民と区役所、そして地域の活動団体等がそれぞれの役割を知り、より連携・協働を強化して取組を進めることが大切になってきます。

●高津区社会福祉協議会

- 高津区社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、保護司会、地区町内会・自治会連合、ボランティアグループ等の組織・団体によって構成されています。
- 区民に身近な「地域福祉の推進役」としての役割を担っています。
- 地域福祉活動を展開するにあたり、「地域に根ざして、地域住民が支える地域福祉の推進に努めること」を目的とした、高津区地域福祉活動計画を策定し、様々な事業を展開しています。高津区地域福祉計画とは両輪で地域福祉を推進しています。
- 区民の生活ニーズに沿った事業や、地域の特徴を生かした小地域での福祉活動の推進を行っています。
- 事業の展開やサービスの提供を行うにあたって、様々な関係団体・組織・機関との連携や協働が必要となります。

社会福祉協議会とは

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26（1951）年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

社会福祉協議会には、全国社会福祉協議会（全社協）、都道府県社会福祉協議会（都道府県社協）、市区町村社会福祉協議会（市区町村社協）があり、お住まいのもっとも身近な地域で活動しているのが市区町村社協です。社会福祉協議会は、地域住民の方々のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の方々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。

高齢者や障害者等の日常生活自立支援事業、及び成年後見業務等の権利擁護に関わる事業（あんしんセンター）も実施しています。

●町内会・自治会

- 地域福祉活動への地域住民の理解と主体的な参加を促進し、小地域での推進体制を整備していく上での「まとめ役」を担っています。
- 地域に住む人たちが助け合いながら、地域における様々な問題の解決に取り組んでいる組織です。
- 地域でのふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努める自主的な地域の団体として、地域福祉を展開していく中でも重要な役割を果たしています。

町内会・自治会とは

一定の地域に住む人々によって組織され、お互いの連帯意識を深めながら、その地域内に生ずる様々な共通の課題を解決する地域を代表する重要な組織で、住みよいまちづくりをめざして自主的に活動している住民自治組織です。

川崎市の町内会・自治会では、「災害に強い」まちづくり、「安心して暮らせる」まちづくり、「きれいな」まちづくり、「ふれあいのある」まちづくり、「情報を共有する」まちづくり、「交通事故のない」まちづくり、をめざしています。

●民生委員児童委員、主任児童委員

- 地域住民の身近な相談役、社会福祉の制度やサービスの情報提供、関係機関と連携しながら区民とのパイプの役割を果たしています。
- 区民相互の支えあいの活動を自ら行い、福祉コミュニティづくりの推進を行っています。
- 子育てに関しても身近な相談窓口になっています。

民生委員児童委員、主任児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域において社会福祉の増進に向けて活動しています。

児童委員は、児童福祉法に基づき、民生委員が兼ねており、地域の児童や妊産婦の健康状態、生活状態を把握して必要な援助が受けられるよう関係機関や主任児童委員等と連絡調整を行います。

主任児童委員は、児童福祉法に基づき、児童委員のうちから厚生労働大臣が指名し、地域において児童福祉に関する活動を専門的に担当する委員です。地域担当の民生委員児童委員と協力して、子育てや青少年の健全育成を推進支援している関係機関・団体と連携を図りながら、児童やその家庭の問題解決に向けた援助活動を行っています。

●保護司会

- 保護観察を受けている人に、毎月面接や家庭訪問などを行い、立ち直りを助ける役割を担っています。
- 罪を犯した人たちの更生について理解を深めるとともに、地域の各団体と連携をとり、犯罪の抑止力となる諸条件を強化することによって、犯罪予防活動を行っています。

保護司とは

保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受けて犯罪や非行に陥った人の更生を支援する人事院指令14-3で指定された非常勤の国家公務員です。法務省所管の地方支分部局であり、各都道府県庁所在地におかれた保護観察所の長の指揮下に職務を行います。

また、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することも、その使命とされています。

●社会福祉法人

- 施設の運営だけでなく、地域住民と共に歩む姿勢を持ち、地域福祉にどのように参画できるのかを検討しながら活動しています。
- 地域において社会福祉事業を展開する施設も、制度にはない支援サービスや地域交流に積極的に取り組み、区民との交流を充実させています。
- 地域貢献を果たしつつ、施設が地域の中で資源として認知されるよう、積極的に地域と連携して参画します。

社会福祉法人とは

社会福祉事業を行うことを目的とした法人です。社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき設立されています。民法に基づく公益法人から発展した民間の非営利法人のため、公共性の高い公益法人として適性な運営が求められています。そのため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければなりません。

特別養護老人ホーム、児童養護施設、保育園、デイサービスといった社会福祉事業のほか、有料老人ホームや介護老人保健施設の運営といった公益事業、貸ビルや駐車場の経営といった収益事業を行うこともできます。

地域における資源として、様々な福祉サービスを提供しています。

● ボランティア・NPO

- 自由な発想で区民のニーズにきめ細かく、迅速に対応することができるため、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たしています。
- これまでの経験や技術、知識を活かして、福祉コミュニティの構築に貢献しています。

NPOとは

NPO（NonProfit Organization）とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。そのため、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。

このうち「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

● その他の団体、組織

- 地域における保健・医療・福祉・生涯学習などの資源を活用しつつ、子育て支援センターや地域包括支援センター、障害者生活支援センターを中心に、地域で活動する様々な組織とも連携を図り、その技術や知識を活かしながら、地域福祉の視点から広く活動していきます。

● 高津区役所

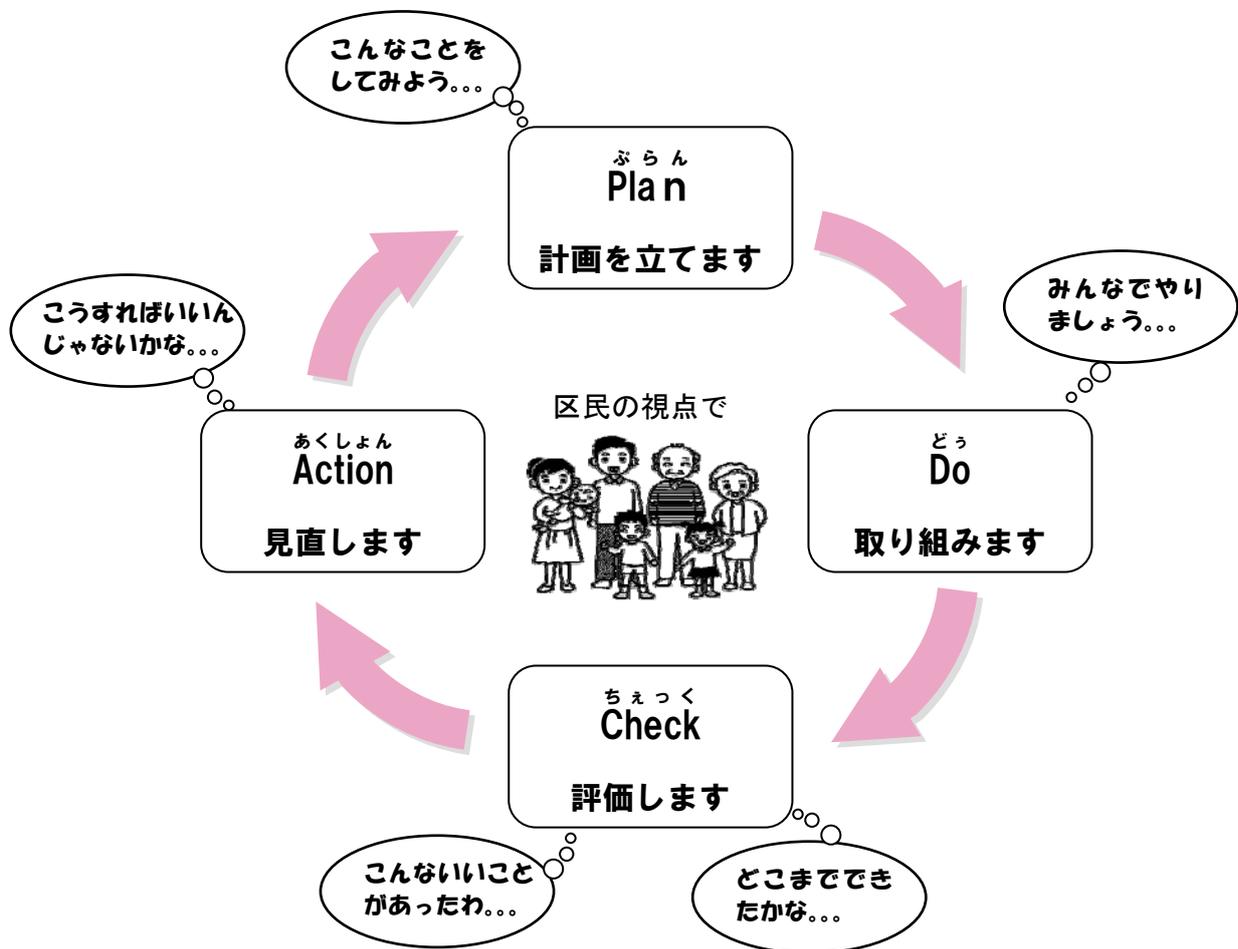
- 子どもや高齢者・障害者などの施策も含め、あらゆる人との交流・ふれあいのあるまちにするため、様々な取組や支援を行っていくことで、地域での推進基盤を整備し、身近な地域での福祉のしくみをつくっていきます。
- 地域福祉計画の推進体制と庁内の生活関連部署との連携を強化し、総合的・横断的なサポート体制を組むことが必要となります。

6 推進体制と評価

地域福祉計画の推進にあたっては、「Plan（計画・役割分担）→Do（実行）→Check（評価）→Action（計画に沿ってない部分の改善）」といういわゆる「PDCAサイクル」の繰り返しによって、計画のよりよい発展をめざすものとします。

また、計画の評価・改善についての検討は、高津区地域福祉計画推進検討会議の場を利用して行います。

高津区地域福祉計画の推進・見直しのプロセス



資料編

(1) 高津区地域福祉計画マップ

行政機関・福祉機関等

◆ 行政機関・福祉機関等

	名称	住所	電話番号
1	高津区役所・高津区役所保健福祉センター	下作延 2-8-1	861-3113
2	高津区役所橋出張所	千年 1362-1	777-2355
3	高津市民館	溝口 1-4-1 ノクティ2 (丸井ビル) 11・12F	814-7603
4	プラザ橋	久末 2012-1	788-1531
5	川崎市民プラザ	新作 1-19-1	888-3131
6	高津区社会福祉協議会	溝口 1-6-10(てくのかわさき3階福祉バールだかつ内)	812-1879

高齢者に関する施設

■ 地域包括支援センター

1	樹の丘地域包括支援センター	久地 4-19-1	820-8401
2	すえなが地域包括支援センター	末長 1-3-13	861-5320
3	ひさすえ地域包括支援センター	久末 453	797-6531
4	陽だまりの園地域包括支援センター	諏訪 2-10-15	814-5637
5	溝口地域包括支援センター	溝口 1-6-10	820-1133
6	リ・ケア向ヶ丘地域包括支援センター	向ヶ丘 130-9	865-6238
7	わらく地域包括支援センター	千年 141	799-7951

■ いこいの家

1	梶ヶ谷いこいの家	梶ヶ谷 5-8-27	853-5185
2	上作延いこいの家	上作延 1142-4	865-1633
3	くじいこいの家	久地 3-16-1	811-2234
4	子母口いこいの家	子母口 983	755-0147
5	末長いこいの家	末長 2-27-2	866-0749
6	高津いこいの家	久本 3-6-22	811-5120
7	東高津いこいの家	下野毛 1-3-2	813-1886

□ 地域交流センター

1	高津老人福祉・地域交流センター	末長 1098-1	853-1722
---	-----------------	-----------	----------

障害者に関する施設

▲ 福祉会館

1	北部身体障害者福祉会館	溝口 1-18-16	811-6631
---	-------------	------------	----------

▲ 障害者生活支援センター

1	障害者生活支援センター わかたけ	久地 2-15-11	811-2520
2	くさぶえ障害者生活支援センター	末長 1289	888-6692
3	障害者相談支援事業所 やまぶき	子母口 373	799-1669
4	障害者生活支援センター たかつ	溝口 1-18-16	844-4171
5	障害者生活支援センター かじがや	梶ヶ谷 5-8-27	853-5166
6	地域生活支援センター まんまる	坂戸 1-6-38	272-8326



円筒分水



キラリデッキ

子どもに関する施設

● 子ども文化センター

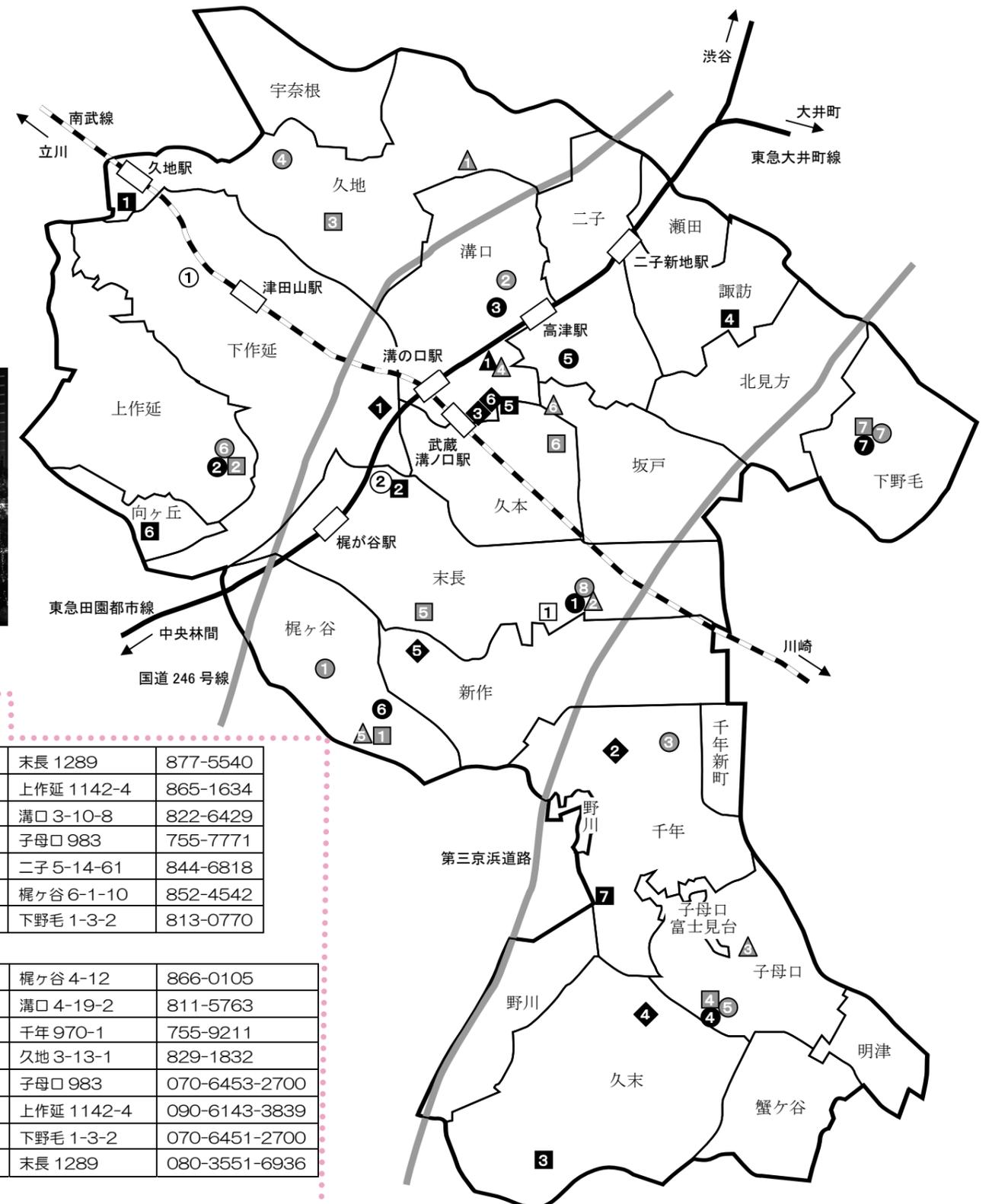
1	末長子ども文化センター	末長 1289	877-5540
2	上作延子ども文化センター	上作延 1142-4	865-1634
3	高津子ども文化センター	溝口 3-10-8	822-6429
4	子母口子ども文化センター	子母口 983	755-7771
5	二子子ども文化センター	二子 5-14-61	844-6818
6	梶ヶ谷子ども文化センター	梶ヶ谷 6-1-10	852-4542
7	東高津子ども文化センター	下野毛 1-3-2	813-0770

● 地域子育て支援センター

1	地域子育て支援センターかじがや	梶ヶ谷 4-12	866-0105
2	地域子育て支援センターたまご	溝口 4-19-2	811-5763
3	地域子育て支援センターちとせやまゆり	千年 970-1	755-9211
4	地域子育て支援センターそよかぜ	久地 3-13-1	829-1832
5	地域子育て支援センターしほくち	子母口 983	070-6453-2700
6	地域子育て支援センターかみさくのべ	上作延 1142-4	090-6143-3839
7	地域子育て支援センターひがしたかつ	下野毛 1-3-2	070-6451-2700
8	地域子育て支援センターすえなが	末長 1289	080-3551-6936

○ その他

1	子ども夢パーク	下作延 5-30-1	811-2001
2	中部児童相談所	末長 1-3-9	877-8111



(2) 第4期高津区地域福祉計画策定の経過

平成 24 年	<div data-bbox="300 344 719 479" style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 調査 パブリックコメント等 </div> <div data-bbox="268 495 778 613" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【10月～11月】高津区区民調査 高津区区民生活に係わるニーズ調査 (区内在住の20歳以上の男女を対象)</p> </div>	<div data-bbox="890 344 1390 479" style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 地域福祉計画推進検討会議 地域福祉計画推進検討会議作業部会 </div>
平成 25 年	<div data-bbox="268 629 778 801" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【1月】地域福祉実態調査 地域の生活課題に関する調査 (市内在住の20歳以上の男女を対象) 地域福祉活動に関する調査 (市内で福祉活動を行う団体等)</p> </div>	<div data-bbox="890 741 1401 846" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【6月5日】第1回作業部会 高津区地域福祉計画の概要について 第4期高津区地域福祉計画策定について</p> </div> <div data-bbox="890 882 1401 1048" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【7月8日】第1回推進検討会議 今年度のスケジュールについて 第4期高津区地域福祉計画骨子(案)につ いて</p> </div> <div data-bbox="890 1077 1401 1182" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【8月30日】第2回作業部会 第4期高津区地域福祉計画策定について</p> </div> <div data-bbox="890 1294 1401 1460" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【10月18日】第2回推進検討会議 第4期高津区地域福祉計画における具体的 取組について 第4期高津区地域福祉計画素案について</p> </div> <div data-bbox="890 1509 1401 1615" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【12月18日】第3回推進検討会議 第4期高津区地域福祉計画冊子案について</p> </div>
平成 26 年	<div data-bbox="268 1630 778 1736" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【1月27日～2月26日】 パブリックコメント 計画に関する市民意見の募集</p> </div> <div data-bbox="268 1765 778 1883" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【1月29日】区民説明会 市及び区地域福祉計画案についての説明会 (区民を対象)</p> </div>	<div data-bbox="890 1816 1401 1995" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【3月12日】第4回推進検討会議 第4期高津区地域福祉計画の策定状況につ いて 第3期高津区地域福祉計画の進捗状況につ いて</p> </div>

(3) 高津区地域福祉計画推進検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 高津区における地域福祉計画の推進について、進捗状況の管理・評価を行い、社会状況に応じた事業の展開および計画の見直しを行うために、高津区地域福祉計画推進検討会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は地域福祉計画に関する事項について協議し、その結果を区長へ報告する。

(組織)

第3条 推進会議は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係団体の代表
- (3) 福祉関係団体及び施設の代表
- (4) 地域住民関係団体の代表
- (5) ボランティア組織及び社会奉仕団の代表
- (6) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (7) 学校関係及び保護者団体の代表
- (8) 市民公募委員
- (9) 行政職員
- (10) その他区長が特に認めた者

3 推進会議には委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員は市長が委嘱し、又はこれを命ずる。

3 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱する。ただし任期は前任者の在任期間とする。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、推進会議のもとに作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次の各号に属する行政職員等で組織する。

- (1) 地域保健福祉課地域保健福祉係
- (2) 地域保健福祉課地域健康支援係
- (3) 児童家庭課児童家庭相談サポート担当
- (4) 高齢・障害課高齢者支援係
- (5) 高齢・障害課障害者支援係
- (6) 保護課
- (7) こども支援室
- (8) 危機管理担当
- (9) 地域振興課
- (10) 生涯学習支援課
- (11) 道路公園センター管理課
- (12) その他部会長が特に認めた者

3 作業部会には部会長1名及び副部会長1名を置き、委員の互選とする。

4 作業部会は部会長が招集する。

5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、高津区役所保健福祉センター地域保健福祉課地域保健福祉係に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(4) 高津区地域福祉計画推進検討会議委員名簿

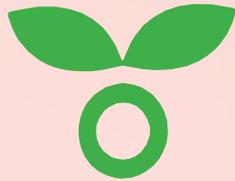
(順不同 敬称略)

	氏名	所属・職名	備考
1	柴原 君江	田園調布学園大学参与	副委員長
2	鶴谷 孝	高津区医師会副会長	
3	富田 誠	高津区社会福祉協議会副会長	
4	高橋 輝彦	特別養護老人ホーム陽だまりの園施設長	
5	斉藤 二郎	高津区社会福祉協議会会長	委員長
6	斉藤 正彦	高津区主任児童委員部会部会長	
7	都所 正紀	高津区社会福祉協議会事務局長	
8	鷹野 久美子	悠友館運営委員会委員	
9	稲田 次男	高津区民生委員児童委員協議会会長	
10	瀧村 治雄	高津区全町内会連合会副会長	
11	岩村 朱實	高津区地域教育会議副議長	
12	石黒 義章	高津区老人クラブ連合会理事	
13	肥後 隆	川崎市身体障害者協会高津支部支部長	
14	木村 守	川崎市立久地小学校長	
15	佐藤 嘉彦	市民公募等	
16	吉田 歌子	市民公募等	
17	大塚 吾郎	高津区役所保健福祉センター所長	
18	佐藤 芳昭	高津区役所保健福祉センター副所長	

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

第4期高津区地域福祉計画
「生まれ、育ち、支えあう、健やかな高津をめざして」

2014（平成26）年3月
川崎市高津区役所 保健福祉センター地域保健福祉課
〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1
T E L 044-861-3302



第4期高津区地域福祉計画